

タイトル	公共圏論における公益事業の位相
著者	小坂，直人
引用	季刊北海学園大学経済論集，51(3・4)：99-128
発行日	2004-03-31

《論説》

公共圏論における公益事業の位相

小 坂 直 人

目 次

1. はじめに
2. いわゆる「公共圏」とは何か
3. 公益事業概念との関連性
4. 公益事業における「公益」
 - 1) アメリカにおける電力自由化の中間的教訓
 - 2) 公益事業概念の形成
 - 3) オッターテイル電力事件の概要
 - 4) 事件の背景
 - 5) エッセンシャル・ファシリティ問題
5. むすびにかえて

1. はじめに

「公益事業」について議論する場合、各論者は各論者なりの「公益事業」の定義を持たなければならないし、より本質的には「公益」についての概念規定を行う必要がある。公益事業学会における規定として、これに該当するのは学会規約第6条の規定「本規約における用語中公益事業とは次の如き意味を有する。公益事業とは、われわれの生活に日常不可欠の用役を提供する一連の事業のことであって、それには、電気、ガス、水道、鉄道、軌道、自動車道、バス、定期船、定期航空、郵便、電信、電話、放送等の諸事業が包括される」のみである。見られるように、この規定は、「公益事業」とされる具体的な対象事業分野を列挙するとともに、それら事業が提供する財・サービスが「われわれの生活に日常不可欠」であること、言い換えれば「必需

性」を有するという点にのみ着目したものである。公益事業研究において、さしあたりこの規定に準拠し、事業分析や政策提言を試みることが止むを得ないとしても、この規定をあくまでも不動の前提の如く扱い、経済社会の実態と規定との間にある緊張関係に無関心であってはならない。そもそも、こうした規定が形成されてくるプロセスが現実と理論の葛藤の連続であり、多くの先達の積年の成果としてのみ明文化された規定が存在するのである。きわめて簡潔明瞭な規定であるが故に、その背後の複雑かつ長年の議論の跡が見えないのは当然であるが、だからこそ、後にくる者の責任として、規定の再確認を絶えず行わなければならないのである。

筆者も、拙著『第三セクターと公益事業』日本経済評論社、1999年において、筆者なりの「公益」ないし「公共」の意味把握を試みた。そこでの、一定の結論は、以下のようである。

- (1) 「不特定多数の利益」「国民大多数の利益」「国家・政府の利益」をもって「公益」あるいは「公共の利益」、「公共性」と規定するのは間違いである。少なくとも、それを一般的真理とすることはできない。
- (2) 具体的な係争のなかで対立しているのは「私益」と「私益」であり、その一方に優位性を与える手続きとして、「公共の利益」「公益」の位置づけが与えられ

る。その際、それが「共同の利益」と認知されるのがもっとも説得的である。

- (3) 「私益」対「公益」の構図において、むしろ、「私益」とされた側に「公共の利益」が存することがあり得る。たとえば二風谷ダム訴訟判決に見られたように、アイヌ民族という少数先住民族の利益、彼らの文化享有権を保証することに「公共の利益」があると、考えられる。
- (4) 多数と全体の利益の名の下に常に無視・軽視されてきた少数者、マイノリティ、社会的弱者の利益がむしろ「公共の利益」の本質をなすと考えべきであること。また、この場合、「少数者」「マイノリティ」「弱者」という表現は、数の絶対数からではなく、その社会における「社会的勢力」としての位置づけに基づいていること。
- (5) こうした「公益」「公共性」規定が、対象とされるメンバーの個別具体性を消し去ることがないこと、すなわち、自然人としての存在が担保されなければならないこと。

以上のような筆者の主張に対して、そこには近年、哲学、社会学、政治学、法学分野で盛んに行われている「公共圏」「市民的公共性」の議論が反映されておらず、したがって、筆者の論究には「民主主義と公益」という概念についての研究史が欠落しており、今後の課題として残されていると松葉氏より指摘を受けた（松葉正文氏による拙著に対する書評『立命館産業社会論集』第36巻第1号、2000年6月所収）。

本稿は、さしあたっては、この指摘に対して筆者なりの答えを用意すべく準備されたものであるが、より本源的には、「公益」なり「公共」、あるいは「公」を直接の対象として学的展開をなす学問領域において、存外、この問題が追究されていない現状があるのではないかという反省がその出発点にある。「公

益事業学会」においても、学会創立（昭和24年）から20年間ほどは、「公益事業」とは何か、「公共の利益」とは何かという問題について真摯な議論が行われていたが、その後は、この種の議論が必ずしも十分展開されてきたとは言えない。それは、ある意味では、わが国の「公益事業研究」が質、量ともに充実し、「公益」概念についても、一定の収斂が見られた証左である。そして、今日の「公益事業研究」がその基礎の上に成り立っていることも明らかである。しかしながら、同時に時代の進展とともに対象事業分野自体が大きく変貌を遂げている中で、出発点における「公益事業」概念がどこまで有効であり、何を修正しなければならないのか、公益事業概念の再検討作業を絶えず行わなければ、「公益事業研究」が現実から切り離された過去の概念による自己展開に陥ってしまう、あるいは逆に、厳密な概念規定によらない現状記述的な作業に終始してしまう恐れなしとはしない。この傾向から免れるためには、われわれの眼前で動いていく現実の変化を忠実にフォローすることと、われわれがよって立つ概念をその形成にまで遡って再吟味するという、いわば時間的に逆方向の作業を同時並行的に行わざるを得ないということであろうか。

日本公法学会の学会誌『公法研究』54号、1992年10月において樋口陽一氏は、「私なりに理解した今回のテーマの意味は、いちばん大づかみにいって、『公法における公共性』というとき、何よりも、公法の存在理由としての公共性が日本国憲法の運用のなかでどのようなあらわれ方をしているのか、を問題とし、それに対してどのような公共性を理念として対置するのか、ということでありました。本学会としてこのテーマを正面から掲げて議論するのは、もとより、今回がはじめてであります。…これまで、いろいろな論者がいろいろな問題局面に即して議論をくり返してきた事柄でもあります。にもかかわらず、問題

が『公共性』というテーマのもとで正面から論ぜられることが少なかったということは、それ自体、ひとつの論点を提供するものでもあります」(同上所収論文、「日本国憲法下の〈公〉と〈私〉——〈公共〉の過剰と不在」2ページ)、と述べている。氏も指摘しているように、「公共の福祉」を典型として、この分野で「公共」が議論されないことはあり得ないのであるが、公法学会では、イデオロギーとしての「公共の福祉」批判はあっても、「公共」それ自体を検討することがほとんどなかったという小林直樹氏の主張が併せて紹介されている¹⁾。「公益事業学会」と類似の状況の存在を垣間見た思いである。

1) 小林直樹「現代公共性の考察」『公法研究』第51号、1989年、同「現代公共性の諸問題」『専修大学社会科学年報』第25号、1991年参照。

2. いわゆる「公共圏」とは何か

「公共圏」あるいは「市民的公共性」という概念がいかなる内容をもっているか、その概要を整理することから議論を始めたい(以下紹介する「公共圏」と「公共性」の原語は基本的には *Öffentlichkeit* である。後に述べるように、ハーバーマスの公共性概念は広い意味の空間概念であるとの捉え方から、公共「圏」というように、よりそのニュアンスを込めたものにするのが適当だとする花田達朗氏の見解とそれを支持する論者によって「公共圏」という表現が用いられる機会が増えているように思われる。ハーバーマスの著書を最初に日本に翻訳紹介するとき(1973年)、訳者の細谷貞雄氏が「公共性」という訳語をあてたことから、一般的には、「公共性」の訳があてられるのであるが、論者によっては、花田氏のように、「公共圏」を好んで用いることになる。本稿では、こうした訳語の当否についてはこだわることなしに、基本的に細

谷氏の訳を基礎において、ハーバーマスを読むことにする)。わが国におけるハーバーマス研究は、社会学、哲学、法学、政治学分野にあっては既に相当な蓄積がある(本稿末尾の参考文献参照)。本稿執筆にあたっても、当然これらの成果に依拠する形で準備を始めたのであるが、本稿では、あえてハーバーマスの上述の著作をもっぱら読む形で議論を説き起こすことにした。時間がかかるかもしれないが、そのことによってこれまでの研究の航跡を自分なりにたどることができると考えたからである。既にひとつのまとまった研究集合体となっている、佐々木毅・金泰昌編の「公共哲学」シリーズ(東大出版会)や山口定ほか編『新しい公共性・そのフロンティア』(有斐閣)において展開されている議論とかみ合う水準に到達するまでには、筆者としてはまだ準備が不足している²⁾。

2) 筆者は、これらの著書において展開されている議論には、まだ十分コミットできる状況にはないが、筆者を含め、今後「公共性」問題にアプローチしようとする者にとって上記著書はきわめて有効かつすばに富む内容を提供してくれている。とりわけ、『新しい公共性・そのフロンティア』の編者である山口定氏によって与えられた、現在の日本における「公共性」議論の状況・理念・規準についての整理は、貴重な指針となるであろう。氏は、ハーバーマス『公共性の構造転換』(第2版1990年)の序文において新たに導入された「*Zivilgesellschaft*」概念をてがかりとして、「公共空間」論を重視しつつも、わが国の議論が、この「空間」論に若干一面的に傾斜しつつあることが「公共性」の内容、とりわけ「公共性」の規準論において未展開な面があることを指摘し、これを補強するという立場で議論としている。氏は、まず「公共性」論の入り口の難問として次の2点を挙げている。

1) わが国の「公共性」論者の多くが、いわゆる公・私二元論を明確かつ完全には卒業しておらず、したがって「公」と「私」を「媒介」したり、「結びつけるもの」という指摘にとどまって、それが独自の理念・主体・規準・手続きをもった、「私」でもなく「公」でもない独自の「空間」とその特性であるということを明晰に提示していないこと。

2) 加藤(典洋)のように「公共性」は「私利私

欲」の土台の上に構築されるべきものとする場合にも、「私利私欲」の集合が「公共」——場合によっては、全体主義的、「ファシスト的公共性」——に転じる論理の諸類型とそこでのありうる選択が明快に示されていないこと。

氏は、この2点を踏まえ、「公と私を結びつける論理」もしくは「場としての公共性」という「公共性」概念のもっと明確な定位を提唱する狙いは、そうすることによって、「公共性」概念に、「公」と「私」の意味ある両立を可能にし、かつ「公」と「私」の双方に起こりうる偏向や逸脱を阻止する働きを期待できるのではないかという理論的な側面での点にある、とする。また、実践的には、さまざまな考え方の持ち主が存在する社会において、「私利私欲」を出発点にしたり、「公(共)心」を出発点にしたりするなどさまざまな動機に基づいた集合行動を危険性がなく、逆に積極的な手がかりを与えるようなタイプの「公共性」に転化させるためのルール設定と制度構想、それを触発すべき問題提起をどのようにするかということであろう、と指摘している。また、後藤玲子の「合理的な愚か者」を乗り越える(アマルティア・セン)ために提出している視点、すなわち、個人の評価体系は多層性をもっているものであり、したがって、同じ個人においてもステージによって異なる評価を生むものであり、このように選好構造の多層化が現実存在し、さらには「公共性」論議の活性化によってさらに推進されるということは、人々の選考が私的選好から公共的選好へと進化する可能性が強まるということである、という視点の重要性を指摘する。

最後に、山口氏は「公共空間」と区別されるべき「公共性」、正当性規準としての「公共性」について8点を挙げている。

- 1) 「社会的有用性」もしくは「社会的必要性」
- 2) 「社会的共同性」
- 3) 「公開性」
- 4) 普遍的人権
- 5) 国際社会で形成されつつある「文化横断的諸価値」
- 6) 「集合的アイデンティティの特定レベル」
- 7) 新しい公共争点への開かれたスタンス
- 8) 手続きにおける民主制

これらの規準を参考にしながら、筆者も今後の「公共性」研究を進めていくことになろう(山口定「新しい公共性を求めて——状況・理念・規準」山口ほか編『新しい公共性・そのフロンティア』有斐閣、2003年3月所収、1-28ページ参照)。

わが国においては、「公」がともすると「上」と意識され、その行政組織が「公共体」となり、公共体の行政行為全体が公共性を有するものであるとの理解が生まれる素地を作り出してきた。その起源を歴史的にさかのぼって探究する試みも見られる(歴史と方法編集委員会編『日本史における公と私』青木書店、1996年11月、佐々木毅、金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』東大出版会、2002年1月参照。特に両著におさめられている水林彪論文に注目したい)。しかし、ここでは、第2次大戦後の現行憲法体制下の政治経済社会を念頭に置きながら議論を進めたい。わが国の場合、上記の「公」や「上」に明確に対抗して、市民が私人として自覚的に行動をする時代、したがって、「上の公共性」に対する「市民的公共性」を実態的にも確認できる時代がこの時代だからである。戦後過程において太平洋ベルト地帯への産業集積と地域開発はわが国経済発展の両輪をなすものであったが、この過程が同時に地域住民にとっての生活と生命の危機を伴って進行してきたことは、各地の公害問題の発生が端的にそれを証明している。しかし、問題が顕在化するまでは、この集積化と地域開発を住民の反撃を撃破してでも遂行すべく邁進してきたのがわが国の行政であり、進出企業であった。その際、単に「力づくで」ことが遂行された考えられるべきではなく、たとえその要素が強いにしても、地域住民の側に、それを「受け入れざるを得ない」と納得させるだけの正義名分が必要なのであり、それが、まさに「上の公共性」であった。それが、観念的なものであり、地域開発を進めるために利用されたのだとすれば、それは「幻想的公共性」ということになろう(山本英治編『公共性を考える2 現代社会と共同社会形成』垣内出版、1982年7月、18-19ページ参照)。そうした中で、65年前後から住民が生活防衛のための運動を展開していくようになり、

それがやがて生活破壊予防→生活要求という形の運動へと発展していく。この住民運動の展開過程において、住民は「市民」へと転回し、新しい「生活の共同性」を萌芽させていく。こうしたことのなかで、公共性に対する問い直しがおこなわれ市民的公共性が主張されることにもなる(同上、19ページ参照)。

山本氏は、65年前後からの住民運動の現れに、ヨーロッパ的な「市民的公共性」が日本に根付く可能性を展望しつつ、他方では、わが国が西欧に見られたような市民社会の経験を持たないが故の、あるいは日本的、アジア的な「公」「私」関係を根強く引きずっているが故の不徹底さを免れないことを指摘している(同上、45-46ページ参照)。

このように、「市民的公共性」という概念自体が元来西欧的な歴史社会のあり方に起因するものとして捉えられたものであり、その意味では特殊西欧社会の展開に即して検討されなければならないものかもしれない。しかし、わが国と西欧社会との比較研究を踏まえた上で、この概念を吟味する作業をここでする余裕はないので、65年前後以降の日本の経済社会を西洋近代社会の基本的要件を満たしている近似社会であると捉え、議論を進める。先述の「現行憲法体制下の政治経済社会を念頭に置く」ということわりは、このことを踏まえたものである。

それでは、ヨーロッパ社会に起源を持つとされる、市民社会あるいはその構成員たる市民(私人)の共同性を前提とする公共性(市民的公共性)とは何か、この点について、近年の「市民的公共性」をめぐる議論において常に中心的な素材として取り上げられているハーバーマスの主張を紹介することを通じて考察しておこう(以下の引用はユルゲン・ハーバーマス著、細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換 第2版』未来社、1994年5月によるが、原書〈J.Harbermas:Strukturwandel der Öffentlichkeit, Suhrkamp,

1990〉ページを対応させてある。下線は筆者による)。

「公共の」催しとは、内輪の社交とはちがって、だれにでも入場できる催しのことであり、——公共の広場とか公共の家(公衆酒場)などというのも、これと同様の意味である。しかし、すでに「公共建築物」という言い方をとってみても、それはだれもが出入りできるということにはつきない意味をもっている。これらの建物は必ずしも公共の交際に開放されているわけではなく、国家の諸機関を収容しているという意味で公共建造物なのである。国家は「公権力」である。それが公的という性格を帯びるのは、公共の福祉、すなわち同一の法を享有するすべての人々の共通の福祉を配慮することを課題としているからである。……「公共」というカテゴリーのもっともひんばんな用法…世論とか、憤激した公衆とか、情報に通じた公衆という意味での用法であって、公衆、公開性、公表などと連関する語義である。この意味での公共性の主体は、公論(世論)の荷い手としての公衆である(12ページ、原書54-55)。

公共性そのものは、一つの生活圏という形で現われる。公共生活の領域は、私生活の領域に対立している。それはしばしば端的に公論の勢力圏として現われ、公権力にはかえって対立している(12-13ページ、原書55)。

こうした叙述から、ハーバーマスの「公共性」概念設定の基本的な意図が読み取れる。すなわち、彼の「公共性」概念は「公共の広場」「公共の家」(公衆酒場)に端的に現れているように、その場への「参加自由」性に核心がある。したがって、構成メンバーに対してオープンであり、非差別的であることが最大のポイントである。公論(世論)形成のためには、議論への参加が自由であり、また、そこで展開される議論自体が誰に対しても公表されていること(公開性)が不可欠なのである。そして、このような公論形成のために展開される公衆の生活圏が公共生活の領域であり、それは公権力からは自立した領域でなければならないのである。したがって、彼にとって、本来の公共性は最初から公権力によ

る「公」性を排除したところに成立するものと考えられたことになろう。

…ドイツ語では、この名詞形 (Öffentlichkeit) はそれよりも古い「公的」(öffentlich) という形容詞を基にして、18 世紀の間にフランス語の *publicité* と英語の *publicity* を模して作られたものである。…少なくともドイツでは、当時はじめて公共生活の圏が形成され、その機能を引き受けるようになったとみてよいであろう。それは、同じころ商品取引と社会的労働の領域として独自の法則に従って確立された「市民社会」に特有の圏なのである。しかしながら、「公的」なもの、公的でない「私的」なものとの区別は、それよりずっと前から慣用句になっていた。

これらは、もともとギリシャに発し、今日までローマの形態で伝えられてきたカテゴリーなのである。…(13 ページ、原書 55-57)

ドイツ語には本来的には公共性にあたる語が存在せず、フランス語または英語をベースにして造語されたものと考えられる。その理由は、イギリスやフランスにおいて先行した「市民革命」の影響がドイツに及んではじめてドイツにおいても「公共性」という概念が必要とされる社会、経済、政治状況が醸成されたからである。社会的実態が新しい語を必要とするまでは、当該言語そのものが生まれ得ないことを示している。同時に、ここではギリシャ、ローマ時代に特有であった「都市国家」における「市民社会」概念の検討が行われている。この「都市国家」における「市民社会」概念と近代市民社会におけるそれとの比較は興味深いテーマではあるが、ここでは近代および現代における「公共性」の意味探求が直接のテーマであるので、扱わない。

古ゲルマン法の伝統にも、「共同的」(common) と「個別的」(particular) という区別があって、これが「公的」と「私的」という古典的区別に或る意味で対応している。前者は、封建的諸関係のもとでもなお存続していた共同体的要素に関するものである。共有地は公的なもの (*pubulica*) であり、井戸や市場は共同使用のために公共的に立ち入りを許

される場所である。言語史的にみれば、この「共有」(*Gemeines*) から一般福祉または公共の福祉 (*common wealth, public wealth*) へと至るひとつの線が通じているが、これに対立するものは「個別」(*Besonderes*) である。それは私的なものという語義で分離されたものであって、この語義は今日でもなお、個別利害と私的利害とを同一視するとき、思い浮かべることができる。…(17 ページ、原書 59)

中世盛期の封建社会においては、私生活圏から独自の領域として分離された公共世界の存在は、社会的には — すなわち制度的基準を手がかりにするかぎり — 立証することができない。それでも、たとえば君主の証印のような支配権の属性が「公印」と呼ばれるのは、偶然ではないし、イギリス国王が公礼 (*pubulicness*) を受けているのも偶然ではない。支配権の公的表現が存するからである。この表現的公共性は、公共生活圏という一つの社会的領域として成立しているのものではなく、むしろ (この用語を転用してよいなら) いわば社会的地位の徴表なのである。…この代表的具現の概念は、最近の憲法学にいたるまで維持されている。…(18 ページ、原書 60)

ここで確認すべきは、「公的」と「私的」という区別が、封建的諸関係の下での「共同的」と「個別的」という区別に基本的に対応していると捉えられていることである。「共有地は公的なものであり、井戸や市場は共同使用のために公共的に立ち入りを許される場所」であるという表現は、「公」なり「公共」が構成メンバーにとっての共同利用対象として捉えられているのが分かる。先述した、オープンで非差別的である公共の場という指摘との関連性もうかがえる。

市民的公共性は、さし当り、公衆として集合した私人たちの生活圏として捉えられる。これら私人 (民間人) たちは、当局によって規制されてきた公共性を、まもなく公権力そのものに対抗して自分のものとして主張する。それは、原則的に私有化されるとともに公共的な重要性をもつようになった商品取引と社会的労働の圏内で、社会的交渉の一般的規則について公権力と交渉せんがためであった。この政治的折衝の媒体となる公共の論議 (*öffentliches Raisonement*) は、歴史的に先例のない独特なも

のである。…民間人は私人である。したがって彼らは「支配」しない。それゆえに彼らが公権力に対してつきつける権利要求は、集中しすぎた支配権を「分割」せよというのではなく、むしろ既存の支配の原理を掘りくずそうとするのである。市民的公衆がこの支配原理に対置する監査の原理が、まさに公開性なのであって、これはもともと支配そのものの性格を変化させようとするものなのである。(46-47 ページ, 原書 86-87)

ここでは、「市民的公共性」が「公衆として集合した私人たちの生活圏」として捉えられたこと、また、私有化が一般化した下で公共的な重要性を持つようになった商品交易と社会的労働の圏内で、「社会的交渉の一般的規則について公権力と交渉せんがためであった」ことを確認している。つまり、市民あるいは公衆としての私人が自分たちの経済社会生活を円滑に行ううえで必要となるルールを公権力による規制によってではなく、自分たちのルールとして作り出すことを要求するのである。もっとも、ここで注意を要するのは、ハーバーマスが、この際私人たちは「支配」を要求したり「支配権」の分割を求めたりするのではない、と指摘している点である。市民的公共性を私人たちの生活圏として捉え、公権力とは離れたところに設定したことの必然的結果であろうが、同時に、そのことが「既存の支配原理」を掘り崩し、「支配そのものの性格を変化させようとするもの」なのであると、言うとき、市民的公共性と公権力の関係が曖昧になっているように思われる。

…国家と社会の間の緊張場面で公共性がはっきりと政治的機能をひきうけるようになる前に、小家族的な親密領域から起こった主体性は、いわばそれ自身の公衆ともいうべきものを形成する。公権力の公共性が私人たちの政治的論議的になり、それが結局は公権力から全く奪取されるようになる前にも、公権力の公共性の傘の下で非政治的形態の公共性が形成される。これが、政治的機能をもつ公共性の前駆をなす文芸的公共性なのである。(48 ページ, 原書 88)

ハーバーマスの市民的公共性の議論は歴史学、哲学、政治学、法学、経済学、社会学などきわめて多岐の領域にまたがって展開されている。ここで触れられている「文芸的公共性」は、18-19 世紀にかけて、いわゆる「サロン」を典型的な舞台として展開された談論の場に基礎を置くものである。なぜ、「サロン」が公共性の議論に登場することになるのか、その理由は「サロン」の性格にある。これらの「サロン」は開催場所が宮廷や貴族の館ではあっても、その参加者は王侯貴族に限定されず、市民階級の知識人も出入りが許され、貴族階級と対等な立場で会することができた。したがって、開かれた言論空間がそこに展開されたという意味で、「公共性」ある圏域であるとされたのである。しかしながら、ハーバーマスによれば、それは、後の政治的な公共圏の前史と位置づけられることになり、やがてはそれに席をゆずることになる、とされる。「サロン」の主催者は一般的には貴族女性であるが、18 世紀末から 19 世紀初めにかけてドイツにおいて見られた市民階級の女性が主催した「サロン」の意味について考察した大貫敦子氏の論究が興味深い。「ハーバーマスの市民的公共圏はその成立過程において女性を閉め出すと同時に、特定の言語と思考のタイプを女性性の徴標を付与して排除した。つまり合理性に欠ける、感情的である、論理的でない、客観化の能力の欠如などを指摘される発話のタイプである。普遍主義的言説が要求する『優れた論証という強制なき強制』は、発話者の選別と同時に、発話レベルの選別を生みだした。…もし公共圏がそのように発話レベルでの選別にに基づいているのであれば、公共圏への参加権利の拡大だけでは不十分なのであり、公共圏の普遍主義を構築している言説の前提そのものがもう一度問いなおされねばならない」(大貫敦子「排除された〈私〉の言葉——ドイツ市民社会における公共圏形成の言説とジェンダー——」『思

想』2001年6月), という大貫氏の主張は、ハーバーマスの市民的公共性の核心部分、すなわち「公開性」という意味での「公共性」のあり方を射ているという意味で、重要である。ここで問題となっている「サロン」を含め、ハーバーマスの主張する18世紀における市民的公共性の基本構図について、ハーバーマス自身図式化を行っているが、必ずしも明快ではない。参考として、干川剛史、花田達朗両氏による図式を本稿末尾に掲げておいたので、参照いただきたい。

政治的機能を持つ公共性は、17, 18世紀の交りに、イギリスではじめて成立する。国家権力がくだす決定に影響を及ぼそうとする諸勢力は、論議する公衆に呼びかけ、この新しい審判者から諸要求の正統化を取りつけようとする…

この発展の開始を告げるものは、1694年から95年にかけての三つの事件である。第1に、イングランド銀行の創立は、リヨンとアムステルダム取引所の設立とはちがって、資本主義の新しい段階を画するものである。それは、これまで通商貿易のみによって連絡していた体制が、資本主義的に革命された生産様式の基盤の上に確立される前触れである。第2に、事前検閲制度の撤廃は、公共性の発展の新しい段階を画するものである。それは論議が新聞へ浸透することを可能にし、政治的決定を公衆という新しい審廷へひき出すための機関へ新聞を発展させる道を開いていく。そして第3に、最初の内閣政府は、議会の新しい段階を画するものである。それは国家権力の議会制化へむかう長い道程の第一歩であり、ついには、政治的に機能する公共性そのものをも国家機関として確立するにいたるのである。(86-88ページ、原書122-124)

これまで、ハーバーマスの「公共性」概念について、その特徴的な部分を抜書きしてきた。その特徴のひとつとして、彼は市民的公共性の圏域を公権力から分離したものとして捉える考え方を貫いていたことが分かる。しかし、この段階では、議会制度という仕組みを通じて市民的公共性が国家機関に組み込まれることを指摘している。公権力から自立していることが市民的公共性の重要な立脚点で

あるとするならば、この組み込みは市民的公共性の後退と見られよう。しかしながら、この初期の組み込みは市民的公共性にとって積極的なものとして説明されている。

イギリスでは一世紀以上にわたる連綿たる発展を必要としたことが、フランスでは革命がいわば一夜で—それだけに不安定であったが—なしとげられた。…政治的公共性がこうして事実上の制度化をみるとともに、それにおとらず重要な、その法律的規範化も進められる。革命の過程は、ただちに憲法的に解釈され定義される。…公共性の政治的機能は、フランスの革命憲法の法典化から出発して、たちまち全ヨーロッパに流布されるスローガンになる。ドイツ語の「公共性」がフランス語を模して造られたのは、偶然ではない。(100ページ、原書137)

政治的に機能する公共性は、市民社会が自己をその要求に応ずる国家権力と媒介するための機関という規範的地位を得る。この「発展した」市民的公共性を成り立たせる社会的条件は、傾向的に自由化された市場であり、これは社会的再生産の圏における交渉を、できうるかぎり私人相互の間の問題とし、このようにはじめて市民社会の私有化を完成するものなのである。…重商主義の「統一形成的体制」は、すでに積極的な意味における再生産過程の私有化の発端をなすものであった。すなわちそれはこの過程を、次第に自律的に、すなわち市場の固有法則に従って発達させようとするのである。なぜなら、資本主義的生産様式の、上から助成された貫徹が進むにつれて、社会的諸関係は交換関係によって媒介されるようになる。この市場の圏の拡張と開放にともなって、商品所有者はいよいよ自立を得ることになる。「私的」という言葉の積極的意味は、資本主義的に機能する財産に対する自由処分権という概念にそくして形成されるのである。(105ページ、原書142-143)

市民社会が標榜する理念によれば、自由競争の体制には自動調整の能力がある。それどころか、経済外的な権威が交換関係に干渉しないという前提のもとでのみ、この体系は各個人の業績能力に応じて、万人の福祉と社会正義の線にそって機能すると約束するのである。自由主義の法則のみによって規定された社会は、単に支配なき圏であるのみならず、そもそも暴力なき圏であることを標榜する。個々の商品所有者の経済力は、価格機構になんらの影響をも及ぼさず、したがって他の商品所有者たちを支配する勢力としては決して直接には発動されえない規模

のものであると想定されている。彼の経済力は、市場の非暴力的決定に服従せざるをえず、そしてこの決定は交換関係の中から自然に生じてくる匿名の、且つある意味で自立的な決定である。このように私有(民間)圏が傾向的には権力から中立化され、支配から解放されるように、その経済的基本体制の法律的保障も同じ方向をめざしている。法の保障によって、すなわち国家機能を一般的規範へ拘束することによって、市民的私法体系において法典化された自由権とともに、「自由市場」の秩序も保護される。(110 ページ, 原書 148-149)

既に見た「政治的に機能する公共性」を成り立たせる社会的条件は、「傾向的に自由化された市場であり、これは社会的再生産の圏における交渉を、できうる限り私人相互の間の問題とし、このようにはじめて市民社会の私有化を完成するもの」であり、「私的という言葉の積極的意味は、資本主義的に機能する財産に対する処分権という概念にそくして形成される」。また、「自由主義の法則のみによって規定された社会は、単に支配なき圏であるのみならず、そもそも暴力なき圏であることを標榜する。…このように私有(民間)圏が傾向的には権力から中立化され、支配から解放されるように、その経済的基本体制の法律的保障も同じ方向をめざしている」とハーバーマスが言うとき、資本主義の自由主義段階の経済的特徴が明瞭に叙述されている。問題は、そのような自由主義的な資本主義体制は、それが国家から自立しているが故に可能な体制となっているのか、あるいは、彼が言うところの代表議会制と責任内閣制をはめ込まれた政治的に機能する公共性はこの自由主義的資本主義体制の自立といかなる関係に立つのか、という点である。

イギリスにみられるように、法治国家の秩序がもっと古くからの身分国家的体制から事実上脱皮してくる場合は別として、大陸におけるように、その秩序が法律を根拠にして——すなわち基本法もしくは憲法において——明示的に批准される場合には、その中で公共性の機能が判然と明確化されているこ

とがわかる。一群の基本権は、論議する公衆の圏へ関係し(思想と表現の自由, 印刷の自由, 集会結社の自由など)、そしてこの公共性における私人たちの政治的機能に関係している(請願権, 平等の選挙権, 投票権など)。第二の群の基本権は、家父長的小家族の親密圏にもとづく個々人の自由権に関係している(人身の自由, 住居の不可侵など)。さらに第三の群の基本権は、市民社会の圏における私有財産主たちの相互交渉に関係している(法の前での平等, 私有財産の保護など)。したがって基本権は、公共性の圏と私的なものの圏(その中核としての親密圏も含めて)を保証する。それは一方では公衆の制度と機関(新聞, 政党)の保証となり、他方では私的自律の基盤(家族と財産)の保証となる。そしてそれは、私人たちの機能、すなわち国民としての政治的機能と商品所有者としての経済的機能を(また「人間」としての個人的コミュニケーションの機能を、たとえば信書の秘密保持によって)保証するものなのである。(114 ページ, 原書 153)

市民的公共性は、一般公開の原則と生死をともにする。一定の集団をもともと排除した公共性は、不完全な公共性であるだけでなく、そもそも公共性ではないのである。(116 ページ, 原書 156)

…万人が参加基準をみだし、すなわち教養と財産のある人物たるための私的自律の資格を取得する平等の機会を万人に許容するような経済的社会的条件がととのったときに、はじめて公共性が保証されるのである。これらの条件を、同時代の政治経済学が明らかにした。ジェレミ・ベンタムはアダム・スミスなしには考えられないのである。(117 ページ, 原書 157)

これらの叙述について、読者は十分注意をもって読まなければならない。先に、ハーバーマスの市民的公共性にはもともと特定の人々を排除する要素が含まれているのではないか、という大貫氏の指摘を紹介した。ハーバーマスは、「一定の集団をもともと排除した公共性は、不完全な公共性であるだけでなく、そもそも公共性ではない」「万人が参加基準をみだし、すなわち教養と財産のある人物たるための私的自律の資格を取得する平等の機会を許容するような経済的社会的条件がととのったときに、はじめて公共性が保証されるのである」と述べる。それでは、その条件は当時、問題となる 19 世紀前半におい

て満たされていたのか。彼は、満たされていなかったと答えるが、しかし、「自由主義モデルはとにかく現実接近していたので、市民階級の利益は公益と同視され、第三身分が国民としての確実な地歩を得た。だれでもが『市民』たる可能性を持つようになるとしたら、政治的に機能する公共性には市民だけが入場しうるとしても、公共性がこのことによってその原理を喪失することにはならなかった」と、言うのである。こうしたハーバーマスの主張は、十分説得的とは言えない。彼は、市民的公共性の担い手として、あらかじめ「市民」を想定しているが、その市民は「財産」と「教養」を有するものという限定がついている。にもかかわらず、「一定の集団を排除した公共性は、公共性ではない」と言うのは矛盾であろう。また、だれでもが「市民」になりうるという「可能性」の存在をもってしても、現実の人間存在がすべて「市民」ではない以上、彼らが公共性から排除されている事実そのものを変えることにはならない。ハーバーマスは、市民的公共性成立の条件に関わって、さらに古典経済学の諸前提の問題に言及する。

これらの条件が満たされるならば（第1前提：各自の経済活動を利潤の極大化をめぐる自由競争によって行。第2前提：商品価値はその投下労働によって決まる。また、この前提は広範に分散された生産手段の私有、すなわち小商品生産者たちの社会に帰着する。第3前提：生産者と生産品と資本の完全な流動性のもとでは、供給と需要は常に均衡を保つ。— 117-118 ページ参照、原書 157-158）、且つその場合にのみ、各人は有能さと「幸運」（これは厳密に決定されている市場動態にもなおつきまとう不透明さの投下物である）があれば、財産所有者としての、したがって「人間」としての社会的地位——公共性へ参加しうる私人の資格、すなわち財産と教養——を取得する均等の機会をもつことになるであろう。これらの条件は、19世紀の前半においても、決して充たされてはいなかった。…それでも、自由主義的モデルはとにかく相当に現実接近していたので、市民階級の利益は公益と同視され、第三

身分が国民としての確実な地歩をえた。市民的法治国家の組織原理としての公共性は、資本主義のその局面では、信憑性をもっていたのである。だれでもが「市民」たる可能性をもつようになるとしたら、政治的に機能する公共性には市民だけが入場しうるとしても、公共性がこのことによってその原理を喪失することにはならなかったわけである。しかし実はその反対に、ただ財産主だけが、既存の財産秩序の基礎を立法的に保護しうる公衆を形成する立場にいたのである。ただ彼らだけが、民間領域としての市民社会の維持という共同利害へ自動的に収斂していく私的利益をもっていたのである。したがって、公益の有効な擁護は彼らからしか期待できなかった。というのは、彼らはその公共的役割を行使するために、なんらかの方法で私生活から脱出する必要がなかったからである。…階級の利害関心が公論の基盤である。しかしそれは、あの局面の間に客観的にも公益と少なくとも大幅に合致し、この世論が公論として、すなわち公衆の論議によって媒介され、したがって理性的な論理として通用することができたのにちがいない。もしも公衆が支配階級として自己を閉鎖して公共性の原理をすてざるをえなかったとすれば、公論はすでに当時、強制へ転化していたであろう。…(118-119 ページ、原書 158-159)

繰り返しになるが、ハーバーマスの市民的公共性という概念が、その成立要件として財産と教養ある市民の存在を前提していることがあらためて指摘されるとともに、その前提は古典経済学が想定している小商品生産者同士による自由競争社会のあり方に求められていることが明らかとなる。

市民的公共性は、国家と社会の間の緊張場面において展開されるのであるが、それ自身はあくまで私的（民間）領域にぞくしている。市民的公共性はこの二つの圏の分離を基盤としているが、この原理的分離とは、はじめには、中世盛期の典型的支配形態の中で統合されていた、社会的再生産と政治権力の連携を分解することにほかならない。市場経済の諸関係が拡大するにつれて、「社会的なもの」の圏が成立してきて、これが土地貴族の支配の境界をつき破って国権的管理形態への移行をよぎなくさせるようになる。生産が交換経済によって媒介される度合いがますますつれて、生産そのものは公的権威から解放され——それと同時に行政の方も生産労働の負担から開放される。民族的領域国家として集中された

公権力は、私有（民間）化された社会を土台にしてその上部にそびえたつことになる。社会の交易は、はじめのうちは政府の介入によって統制されることが多かったけれども、それはやはり私的な性格のものなのである。この私生活圏（民間領域）は、重商主義的統制から開放されるにつれて、はじめて私的自律の圏として展開していく。…

19世紀末の新しい干渉主義の荷手となる国家は、政治的に機能する公共性（ドイツではまださぶる限定されたものであったが）の憲法化によって市民社会の利害関係と傾向的に連帯させられた国家である。したがって民間人の交渉過程に公権力がおこなう干渉は、間接には民間人自身の生活圏から発する衝迫を媒介するものなのである。干渉主義というものは、民間圏内だけではもう決着しきれなくなった利害衝突を政治の場面へ移し替えることから生ずる。こうしてやや長期的にみれば、社会圏への国家的介入に対応して、公的権力を民間団体へ委譲するという傾向も生じてくる。そして公的権威が私的領域の中へ拡張される過程には、その反面として、国家権力が社会権力によって代行されるという反対方向の過程も結びついているのである。このように社会の国有化が進むとともに国家の社会化が貫徹する弁証法こそが、市民的公共性の土台を——国家と社会の分離を——次第に取りくずしていくものなのである。この両者の間で——いわば両者の「中間から」——成立してくる社会圏は、再政治化された社会圏であって、これを「公的」とか「私的」とかいう区別の見地のみからとらえることは、もはやできなくなっている。(197-198 ページ, 原書 225-226)

1873 年にはじまる大不況以来、自由主義の時代は終わりを告げ、貿易政策にもいちじるしい転回がみられる。…

こうした事態の推移する中で、市民社会は権力の面で中立化された圏であるという外観をあとかたもなく放棄しなくてはならなかった。この自由主義モデルは、実は小規模商品経済のモデルであって、個々の商品所有者たちの横の交換関係のみを念頭において作られていた。自由競争と独立価格が守られるならば、何びとも他人を自由に支配できるほどの権力を取得しえないはずだと説かれていた。…(199-200 ページ, 原書 226-228)

19 世紀末以来みられる私圏への国家干渉は、いまや政治参加をみとめられた広汎な大衆が、経済的敵対関係を政治的衝突へ移し替えることに成功するに至ったことをうかがわせる。すなわち干渉政策は、経済的に弱い立場にあるものの利害に応ずる一方で、他方ではその抑止にも奉仕することになるのである。それが双方の集团的な利害のどちらに奉仕して

いるのかをこの場合について明確に判別することは必ずしも容易ではない。(202 ページ, 原書 230)

国家が国内で警察や司法や、また非常に綿密に運営される租税政策によって果たしてきた伝統的秩序機能、また国際的には軍事力に支えられた外交政策によって、すでに自由主義時代にも執行していた伝統的秩序機能とならんで、今日では計画機能が登場してくる。

…

最後に国家は平常の業務のほか、これまで民間人の手にゆだねられてきたサービス給付をもひき受けるようになった。そのために民間人に公務を委託することもあるし、民間の経済活動を枠組計画で調整することもある。公共サービスの部門は、「経済成長がたかまるにつれて私的経費と社会的経費との関係を変化させる要因が力をもってくるので」、いやおうなしに拡大される。…(202-203 ページ, 原書 230)

私有財産権は上にふれた経済政策的干渉によって制限されるだけでなく、当事者の形式的な契約上の平等を類型的な社会状況において実質的にも復元させるための法的保証によっても制限される。典型的には労働法にみられるように、個人契約に代わって登場する団体協約は、劣勢な当事者を保護する。…自由主義的な国家法学者たちは、この財産権の「空洞化」の傾向に脅威を感じて、今日では財産は形式的に財産所有者のものとされるが実は彼から没収され、しかも補償もなく、法規による収用手続きの保護もないままにされていると指摘しているほどである。…

最後に私法体系は、公権力と民間（私）法人のとの契約の数が増すにつれて、穴だらけになる。国家は民間人とギヴ・アンド・テイク (do ut des) のベースで契約する。当事者間の不平等、一方の他方に対する依存関係は、ここでも厳密な契約関係の基礎を解消させる。そこに残るものは、古典的モデルにてらせば、擬似契約でしかない。今日諸官庁がそれぞれの福祉国家的任務を遂行するときに法律的規範を大幅に契約という手段によって代替する場合、これらの契約はその私法的性格にもかかわらず準公的な性格をもってくる。・

国家が公法から「蒸発」し、公的行政の任務が私法的な企業、施設、団体、半官の業務担当者へ委譲されるにつれて、私法の公法化ということの反面、すなわち公法の私法化という面も現れてくる。ことに公的行政自身がその配給的、保障的、助成的サービスにさいして私法的手段を用いるときには、公法の古典的基準は崩れていく。なぜなら、公法的組織

化もたとえば自治体の供給者がその「顧客」と私法関係を結ぶことを妨げることはできないし、このような法関係の大幅な規制も、その私法的性格を排除することがない。…公益の公法的契機 (publizistische Moment des öffentlichen Interesses 筆者) は、資本集中と干渉主義によって国家の社会化と社会の国家化の交流過程からひとつの新しい圏が出現してくるにつれて、契約的方式の私法的契機と結びついていく。この新しい圏は、純粋に私的な圏として理解することも、生粋の公共的な圏として理解することもできない。(205-207 ページ, 原書 235-237)

以上、やや長い文章の引用となったが、この叙述を通じてハーバーマスが主張しているのは「公共圏と私的領域の交錯」という問題であり、著書のタイトルが「公共性の構造転換」とされる事態の始まりを告げる問題である。これまで見てきたように、「市民的公共性」という概念のよって立つ社会的、政治的、経済的基盤がイギリス、フランスにおける絶対君主制が市民革命によって倒れた後に成立する近代社会を前提としており、その経済的表現が古典経済学の理論として示されていると考えられている。したがって、その射程は、せいぜい自由主義的資本主義、すなわち産業資本主義段階のそれを範囲とすると考えてよいであろう。つまり、公権力から自立した「市民的公共性」という設定自体が時代的制約性を免れないものという認識が彼にあった。

それでは、この「市民的公共性」が独立性を喪失していくきっかけはどこにあるのだろうか。おしなべていえば、国家の干渉政策、とりわけ 19 世紀末に顕著となる干渉政策の展開がそのきっかけと考えられている。経済的には自由主義から保護主義への展開であり、社会政策の展開である。国家は、警察や司法あるいは外交といった伝統的な秩序機能を担い、それに必要な租税政策を展開するとどまらず、今や、労働者を中心対象とした広範な社会政策を展開し、地主、農民などの農業関係階層との利害調整を含め、多様な国民諸

階層の利害を纏め上げ、調整する任を担わなければならないのである。小商品生産者のみから構成される自由主義モデルによっては説明しきれない複雑な社会関係が現実のものとなり、国家もその現実に対応する必要に迫られたのである。ハーバーマスは、「19 世紀以来みられる私圏への国家干渉は、いまや政治参加をみとめられた広汎な大衆が、経済的敵対関係を政治的衝突へ移し替えることに成功する」に至ったとし、ドイツにおける社会主義鎮圧法と社会保険制度の成立を念頭に置きながら、「干渉政策は、経済的に弱い立場にあるものの利害に応ずる一方で、他方ではその抑止にも奉仕することになる」と、この時期の国家の性格を説明している。

ここで最後に、ハーバーマスが指摘している点で興味深いのは、「私法の公法化」と「公法の私法化」という問題である。私有財産権は「市民的公共性」にとって決定的な位置を占めるものであるのは言うまでもない。しかし、この私有財産権が経済政策的干渉と当事者の形式的平等を保持させようとする配慮のための法的措置によって制限を受けることになる。すなわち、「典型的には労働法にみられるように、個人契約に代わって登場する団体協約は、劣勢な当事者を保護する」ことを可能にする制度である。しかし、他方では、それは、本来雇用主と被雇用者との間の契約であるべきはずのものが、団体協約によって代行されていることになり、それが法的に義務づけられているとしたら、この契約は私法的契約から準公的なそれへと転化している。また、他方で、公的行政がさまざまな給付行政を展開する際に、「顧客」と私法的関係を結ぶことが増えてくる。ハーバーマスによれば、このような「国家の社会化」と「社会の国家化」の交流、交錯から生み出される圏は、「公」とも「私」とも規定できないとされる。

ここでの問題は、労働法において、なぜ個

人契約ではなく団体協約という形をとるのか、私有財産権の侵害であるとの指摘を斥け、個人ではなく団体に契約締結者としての地位を与えうる根拠がどこにあるか、という点である。あるいは、より本源的には、資本という財産権者に対して相対的に弱者とされる労働者に団結権を認め、その集团的行為(団体協約を含め)に社会的正当性を与えているのは何か、それは社会・国家にとっての共同の利益、そう言ってよければ「公益」故に認められると、考えてよいのかということである。問題を、より一般的に立てるとするならば、社会・国家にとって必要であり、それが構成メンバーにとって共同の利益と考えられるならば、私有財産という「私益」は制限を受けるのは止むを得ないとすべきか、ということであろう。

かつては文芸の公共性として政治的公共性から区別できたものは、文化を論議する公衆から文化を消費する公衆にいたる途上で、その固有の性格を喪失した。すなわちマス・メディアによって普及された「文化」は、統合同化の文化である。それは情報伝達や論議という政治的形式を心理的大衆小説の文芸的形式と統合して、「人物実話」(human interest)を基調にする娯楽や「身上相談」にするだけではなく、同時に広告の要素も吸収し、それどころか一種のスーパー・スローガンとしてはたらいて、現体制そのものの宣伝目的のために必要ならばただちに発明されるほどの弾力性をそなえている。…

市民的公共性のモデルは公的領域と私的領域とのきびしい分離を基準にしており、そのさい、公衆として集合した私人たちの公共性は、国家を社会の要請と媒介しながらも、それ自身は私的(民間)領域に属していた。しかし公的領域と私的領域の交錯が加わるにつれて、このモデルはもう適用されえなくなる。すなわちそこには、社会学的にも法律学的にも公私のカテゴリーには包摂しきれない特殊な、再政治化された社会圏が成立しているのである。この中間領域では、社会の国家化された領域と国家の社会化された領域とが、政治的に論議する私人たちによる媒介なしに浸透しあう。……政治的重要さをもつ権力行使と権力均衡の過程は、民間の管理部門、団体、政党と公的管理当局との間で直接おこなわれる。公衆自身はこの権力循環の過程の中へ散発的に、

それも事後承認のために、引きいれられるにすぎない。(231-232 ページ, 原書 267-268)

…公的領域と私的領域との統合同化に対応して、かつて国家と社会を媒介していた公共性は解体した。この媒介機能は公衆の手を離れ、たとえば団体のように私生活圏の中から形成され、あるいは政党のように公共性の中から形成されてきて、今や国家装置との共働の中で内部的に権力行使と権力均衡を運営する諸機関の手中に渡ってゆく。そのさいこれらの機関は、これまた自立化したマス・メディアを駆使して、従属化された公衆の同意を、あるいは少なくとも黙認を取りつけようとする。…批判的公開性は操作的公開性によって駆逐されるのである。(233-234 ページ, 原書 270)

以上、ハーバーマスの叙述に基づきながら、「市民的公共性」という概念がいかなるものかを考察してきた。この概念を基礎として、現代社会における「公共性」について考察することは、彼の概念規定のもつ内容を押さえた上でという、条件の下である程度可能であろう。しかしながら、言うまでもないが、ハーバーマスの規定する「公共性」はそれ自身明確な歴史的規定性を有していることを忘れてはならない。その点を踏まえ、各論者が絶えずその規定性の何たるかを再吟味しつつ作業しなければならない。たとえば、「市民的公共性」というときの、「市民」という概念自体が既に歴史的なものであり、超歴史的な一般的市民は存在しない。このことを無視して「市民的公共性」を云々するのは問題であろう。ハーバーマス自身が、1990年に同書の第2版に当たった序文の中で、次のように言わなければならなかったのである。

社会国家的な大衆民主主義は、その規範的な自己理解にしたがえば、政治的に機能する公共圏の要請を真剣に受けとめるかぎりでのみ、自由主義的な法治国家の原則と連続性を保っているといえるだろう。だが、もしそうであるならば、「組織に従属した公衆が、こうした組織をつうじて公共的コミュニケーションの批判的過程を押し進める」ことが西欧型の社会のなかでいかにして可能であるのかが示されなければならない。そしてこの問題提起によって、私

は本書の末尾で、たしかにふれてはいるがもはやし
かるべく扱っていない問題に投げ返されることにな
った。「多様な利害が互いに競合して止揚されえ
ない以上、

…公共的な意見（世論）は、みずからの尺度を見い
だして、いつの日にかそこから普遍的な利益を引き
出す、ということは疑わしくなっている」のである
とすれば、『公共性の構造転換』の同時代の民主主
義理論への貢献は怪しいものだったといわざるをえ
ない。…

私が公共圏の構造転換を研究していた当時の民主
主義への視角は、民主主義的な社会的法治国家は社
会主義的な民主主義へとさらに発展するというアー
ベントロートの構想に負うところが大きかった。…
社会全体は法と政治権力というメディアを介して自
己自身へはたらきかけるようなひとつの大きな結社
としてイメージできるという仮定は、機能的に分化
した社会の複合性の度合いを考えるとまったく説得
力を失ってしまった。とりわけ、社会化された個人
がひとつの包括的な組織の成員のごとく所属する社
会的全体というような全体性優位のイメージは、市
場に制御された経済システムや権力に制御された行
政システムといった現実の前に退けられてしまう
(XXIV-XXVI, 原書 33-35)。

したがって、ハーバーマス自身は、自らの
「市民的公共性」概念が歴史的にどのように
形成されてきたか、また、いかなる時代条件
の下で、どのようなパースペクティブで用い
ているのか、という自己抑制と反省を絶えず
行うことを忘れてはいない。1990年版の序
文は、そのような著者の姿勢を再確認したも
のとなっている。とりわけ、2版を出版する、
重要な契機となった、いわゆる「東欧革命」
が「市民的公共性」概念の再規定にとって重
要であったことに留意すべきであろう。

ハーバーマスは東欧革命について次のよう
に述べている。

^{ツイヴァール}
市民社会という概念の株価が急上昇しているが、
これはとりわけ国家社会主義体制の批判者たちが、
全体主義による政治的公共圏の破壊にたいして加え
た批判によるところが大きい。そこで重要な役割を
演じているのは、ハンナ・アーレントによって展開
された、コミュニケーション的な理論を背景として

把握された全体主義の概念である。さまざまな自律
的な公共圏は意見形成をおこなう結^{アソシエーション}社を中心とし
てその周囲にかたちづくられ^{ツイヴァール}るが、アーレントの
概念を下敷きにすると、市民社会のなかでなぜこ
うした結^{アソシエーション}社が傑出した地位を占めるのかが理解で
きるようになるのである。全体主義の支配が諜報機
関組織の監視下に隷属させるのは、まさにこうした
市民のコミュニケーション的実践にほかならない。
東欧や中欧での革命的变化は、このような分析を裏
書きした。こうした変化が^{グラスノスチ}《公開性》を標榜する改
革政策によって引き起こされたのは、単なる偶然で
はない。あたかも社会科学上の大規模な実験がなさ
れたかのように、平和的に行動する市民運動の圧力
が増大することによって支配装置が革命を被るとい
う事態の範例は東ドイツで見られた。そして、こ
うした運動のなかから、国家社会主義の廃墟のうちで
すでに目立つようになっていた新しい秩序の
^{インフラストラクチャー}下部構造がまず形成された。革命を先導したの
は、教会、人権擁護団体、エコロジーやフェミニズ
ムの目標を追求する反体制サークルといった自発的
な結^{アソシエーション}社だった。こうした結^{アソシエーション}社がもつ潜在的な影
響力に対抗する全体主義的な公共圏は、最初から暴
力的に固定されるしかなかったのである (XXX
IX-XL, 原書 47)。

ここでハーバーマスが述べているのは、
《市民社会 (Zivilgesellschaft)》の再発見と
いうテーマに関わる東欧革命の意味である。
これまでのハーバーマスの引用の中で、「市
民社会」という表現が用いられたのは、基本的
には市民社会=die bürgerliche Gesellschaft
という歴史的に規定された狭義の意であって、
ここでの市民社会=Zivilgesellschaftとは異
なる。この点について、以下若干補足してお
きたい。ひとつは、「市民社会」という語の
原語であるが、上で見たように、『公共性の
構造転換』において用いられているのは、
「市民社会」(Bürgerliche Gesellschaft)と
いう語である。つまり、市民はブルジョア
ジーと等置されていた。しかし、市民社会が
産業資本主義的に編成されてくるとともに、
この市民の構成メンバーの拡張の問題が生じ
る。ブルジョアジーでないものが市民とされ
るプロセスが始まるからである。ここに新し

い市民概念の必要性が生まれるが、これを端的に表現することになるのが、「市民」(citoyen, citizen)であり、市民社会(civil society)である。このドイツ語表現がZivilgesellschaftということになる。ハーバーマスは、この新しい「市民社会」について、「このZivilgesellschaftの制度的核心を成すのは、国家的でも経済的でもない結合関係、つまり人間の自由意志に基づく結合関係である」とし、さまざまな団体を列挙するオフフェの主張を紹介している(ハーバーマス, XXXViii, 原書45-46, 花田達朗『公共圏という名の社会空間——公共圏, メディア, 市民社会——』木鐸社, 1996年2月, 164-168ページ参照)。

今ひとつは、ハーバーマスの用いる「公共性」概念が、事柄の性質を伝える概念というよりは、「広場」「サロン」あるいは議論を戦わせる場それ自体やそれを媒介する、新聞などのメディア空間といったように、広い意味での「空間」を示していると考えられる。ここから、彼の「公共性」を、むしろ「圏域」「圏」として捉えるべきだとされ、「公共性」に代えて「公共圏」という表現が用いられることになる。こうした指摘は花田氏によって行われている(花田, 26ページ)。本稿では、このメディア空間に関わる論点についてはまだ触れていない。

3. 公益事業概念との関連性

これまで見てきた、ハーバーマスによる「市民的公共性」あるいは「公共圏」という概念が公益事業における「公益」概念といかなる関係にあると考えられるか、この点について若干の展望的見解を述べておきたい。

既に指摘したように、ハーバーマスのこの概念は法律・政治学や社会学あるいは哲学という領域における議論が中心であって、ここから直接、公益事業といった具体的経済的分

野における概念との関係を云々することはできない、という立場があり得よう。しかし、筆者はむしろ、公益事業論は単なる事実記述的学問ではないと考えているし、また、その形成の歴史を見ても、公益事業概念はすぐれて制度的概念として形成されてきたものである。したがって、むしろ、積極的にこれら隣接諸社会科学との連関性を求めるべきであると考えている。

このような立場から、改めて、ハーバーマスの主張について、特に公益事業との連関を意識した場合、次の点が注目されよう。

第1に、「公共圏」が「上の公共性」あるいは「公権力」から自立した場、圏として設定されていることである。公益事業や公益企業がなぜ「公益」「公共の利益」を標榜するのか、それは国家政府など公共機関から公的規制を受けているからではなく、公益企業自体が既に市民(消費者)との関連において一個の「公共圏」を成しているという理解がそこから導き出される。

第2に、井戸や広場といった、市民の共同生活(共同生産)の場、圏が公共空間であり、「公共圏」である。そして、そこにおける諸施設(自然を含む)の共同利用のあり方あるいはその原理が公共性である、とハーバーマスは言う。公益事業におけるインフラ設備を中心とした全システムは、まさに彼が言うところの市民の共同利用設備であり、「公共圏」であると、考えられよう。

第3に、市民の構成メンバーはいかにして確定されるか。筆者の印象では、ハーバーマスの公共性概念の一番のネックはここにあるように思われる。この点を、公益事業の問題に照射してみると、次の点が見えてくる。公益企業にとって、顧客とは一般家庭から大口需要家まで多様であるが、公益企業が「公益」企業と認識されるのは、あくまでも個々の市民(自然人)にとっての共同利用の施設という位置づけにおいて、ということである

う。そして、基本的には、この利用資格は無差別であって、特定のメンバーが排除されることがないものである。

第4に、共同利用のあり方について市民間の合意形成へ至るプロセス、したがって、そこでのコミュニケーション過程を重視するハーバーマスであるが、この過程が複数の利害所持者による対立を調整し、最終的合意を実現できる究極の根拠は何か、この点については、十分納得的な説明がない。それが人と人との信頼関係、誠意ある対話にあるといったのは、「蜂の巣城問題」における広木重喜氏であった(拙著『第三セクターと公益事業』序章参照)。ハーバーマスの議論にも、最終的に人間の理性、感性における「善」に信頼を置くところがあるように思われる。公益事業にあっても、結局はそこに行き着くプロセスが用意されており、商品売買の契約関係と最大限利益を追求する貨幣欲に規定された「経済人」モデルの設定では、最初から割愛される領域が公益事業にとっては不可欠なものとして存在していると考えられる。

このように、ハーバーマスの「公共圏」と「公益事業」との概念交流を考えると、筆者には、かつて縄田栄次郎氏によって指摘されていた次のような点が想起されるのである。「アメリカにおける Public Utility の企業形態論的特質の一つは、それが『私企業』であるということである。…島国的狭隘と単一的民族性にもとづく「国家公共性」の伝統は、日本における経済的秩序においても、西欧的個人主義にもとづく「社会公共性」を育成したとはいえない。官尊民卑の遺制は、国有、公有、公営に対する無批判な追従を定式化し、私企業に対する侮蔑とともに、公企業に対する理由なき信頼を伝習化している。…アメリカにおける Public Utility の発生史が語るように、『グレンジャー運動』の政策的課題は、鉄道資本の独占に対する『ユーザー』としての農民の抵抗であった。その後の制度的発展

の歴史も、また、『消費者利益』に立つ独占支配への規制を内容とするものであった。…それは、『消費者行政』に連なるものであり、経済政策の分野よりも、むしろ『社会政策』の分野に位置づけられる政策的機能をもつものである。…『消費者運動』、『地域住民運動』、『土地問題』、『公害問題』などの現状を考えると、公益産業政策は、その本質的な概念規定を再検討しなければならない。その要請に答えるものとして、筆者は、利害諸集団の共通の運命に統括するという意味において、『導体を媒介とする封鎖的地域社会』という概念を提唱するものである。…公益産業を生活基盤とする近代的都市生活を、単なる消費者と生産者の利害相克の場としてではなく、固定的導体(電線、ガス管、水道管、鉄道など)を媒体とする生産者と消費者の直接的な地域社会と考えるものであり、その経済生活の継続は、日々の共同努力によって初めて保証されるものとして構想されている」(縄田栄次郎『公益産業論序説』千倉書房、1986年3月、90-100ページ参照)。

同書において展開されている公益事業概念の検討過程をたどってみれば、縄田氏の公益事業研究のスタンスがよく理解できるであろう。ハーバーマスによる公共性概念追求とは本来まったく別の領域でなされた業績であるが、そこに相通ずる概念の交流を見ることができたのは筆者にとって大きな収穫であった。電気事業等を担う公益企業が、なぜ「公益」を看板に掲げるのか、必需品という社会経済的に重要な商品サービスを生産提供しているからという説明では済まされず、人間社会の歴史過程に根ざした、より本質的な生産関係をそこに見ることなしには、この問題に答えることはできない。しかしながら、公益事業研究において、このスタンスを維持しながらダイナミックな展開を遂げつつある現実世界を追究し続けることは、これまた困難な課題であることを自覚しなければならない。言語

的な類似性を除けば、直接的には、その関連性を求めることが疑問視されるかもしれない、本稿のテーマ設定であったが、筆者としては、公益事業研究を進めていく上での、有益な観点をそこから学び得た、と考えている。

4. 公益事業における「公益」

1) アメリカにおける電力自由化の中間的教訓

アメリカ・カリフォルニア州における電力自由化失敗の教訓については、既にいくつかの論稿が発表されている。紙数の関係もあって、ここではその詳細を紹介できないが、その最大の教訓が、需要と供給の価格弾力性が小さく、貯蔵もできないという電気財の性質を無視ないし軽視したことにある、との指摘が興味深い(藤原淳一郎「法・制度面からカリフォルニア電力危機に学ぶ＝組織を分離すれば後戻りできない、慎重かつ安全弁備えた制度設計を」『月刊エネルギー』2001年3月および木船久雄「海外事例から見た電力規制緩和」失敗の教訓」『エネルギーフォーラム』2002年3月号参照)。問題の本質は、こうした性質を有する電気財を自由化された市場機能によって好ましい形で供給することが可能なのか、という点にある。

ここでは、送電線設備の隘路問題と送電ネットワークの管理問題に則して考察しておこう。それは、とりもなおさず、電気財を消費者の手もとまで届ける送電・配電ルートとその設備群を自然独占性あるものとして規定する根本問題について考えることである。こうした設備はその所有主体が誰であれ、消費者全体が共同で使用するものであり、各消費者は電気料金を負担することによって、応分の設備使用料を支払っていることになる。自由化によって参入する電気事業者が既存電気事業者の所有する送電線設備を借りるという形式を採ることから「託送料金」という概念が生ずることになるが、これも最終的には消

費者が負担することになるので、消費者の共同利用という枠組みは変わらない。この視角から、発電・送電の構造分離に理論的基礎を与えたとされるエッセンシャル・ファシリティ論について考えてみると、次のような点が見えてくる。

線路・導線・導管等のネットワーク設備を運営するに当たって、利用者に対して非差別的に利用が認められるか否か(オープン・アクセス化)、認められる場合、こうした設備はコモン・キャリアとなるのか、という問題に対してひとつの法理論的な根拠を与えるのがエッセンシャル・ファシリティ論である(丸山真弘「ネットワークへの第三者アクセスに伴う法的問題の検討——いわゆるエッセンシャル・ファシリティの法理を中心に——」『公益事業研究』第49巻第1号、1997年10月。同「ネットワークへの第三者アクセスに対する事業法からの規制の整理——アメリカの事例を中心として——」『公益事業研究』第50巻第1号、1998年10月。岸井大太郎「電力改革と独占禁止法——託送と不可欠施設(エッセンシャル・ファシリティ)の法理——」『公益事業研究』第52巻第2号、2000年12月。藤原淳一郎「欧州におけるエッセンシャル・ファシリティ論の継受(1)、(2)」慶応大学『法学研究』第74巻第2、3号、平成13年2、3月参照)。この議論は、私有設備である送電線が他者に対して提供されなければならないと判断される際の説明原理を求める議論であることは明瞭であるが、その根本には、資本の私有原理と送電線が消費者による共同利用設備であるという矛盾関係の存在があるのである。送電設備を利用するのが一般消費者のみに特定される場合は公益性あるいはコモン・キャリア性によって説明が可能と思われるが、利用者が大口の自家発所有者や競争電力事業者の場合は資本の私有原理と真っ向からぶつかることになる。そして、後者について託送(料金)によって処

理するというのがこれまでの処理方法である。しかし、この問題は、この種の共同設備を資本の私有原理に基づいて運営する限り、永遠に続く性格の問題であることを自覚すべきである。

送電線管理の中立性を担保するために独立系統運用組織を設立しなければならないという要請も基本的には同じ理由から発生するのである。

「米国における電力自由化の経験から学べることは、コア需要家を重視する必要性と市場メカニズム万能主義からの決別である。十分に有効な競争が機能しない限り、引き続き元の電力会社から電力の供給を受けるコア需要家に対しての安定的な供給は必要であり、そのためには、十分な供給力が確保されなくてはならない。市場メカニズムのみで電源や送電設備の拡張を行いうるの考えは間違いである。市場メカニズムの有効性を完全に否定するわけではないが、同時に計画も重視されるべきである。電力は貯蔵ができず、また、設備建設のリードタイムが長いなどの特徴を有している。また、国民生活や産業活動にとっての不可欠な財である。自由化制度の構築に際しては、このような電力の財の特殊性を十分に考慮する必要がある」（矢島正之、ロバート・グラニア「大幅に後退する米国電力自由化事情」『エネルギーフォーラム』2003年6月号）という主張が、現時点におけるカリフォルニア州における電力自由化失敗についての評価として妥当なところであろう。また、矢島氏がプールシステムであれ、相対システムであれ、自由化モデルが成功するためには堅固で効率的な送電ネットの構築が不可欠であり、そのためには送電線の混雑管理や系統運用者へ新たな送電線建設へのインセンティブが決定的に重要であると指摘しているのは、上記のような基本問題から当然導き出される結論である（矢島正之「電力自由化モデルの諸類型とその評価」『公益事業

研究』第55巻第2号、2003年12月参照）。

2) 公益事業概念の形成

以上見たように、アメリカにおける電力自由化の最新局面においても、電気事業がかつて「公益事業」とされた背景や根拠を再吟味しなければならない事情が発生していることを確認できよう。「自由化が徹底して十分に行われていないから、このような事故が起きる」と、いっそうの自由化政策推進を主張する論者はなお多いが、停電（事故）の社会的影響の大きさから考えても、今一度立ち止まって一国あるいは国際的な電力供給システムと最終消費者への供給システムを検討することが必要であろう。その際、結局はまた、電気事業がなぜ「公益事業」と規定されたのか、その「公益」とはいかなる意味かを捉え返さなければならないのである。ここでは、北久一氏による整理に依拠する形で、公益事業概念の形成過程を簡単に振り返っておこう。

アメリカの公益事業（public utilities）概念の源は1877年の「マン対イリノイ事件」に関わる連邦最高裁判所の判決にある。この判決の中で、一定の事業活動について、それが「公益に責務を負う営業（business affected with a public interest）」であるとき、そのような事業は「公益事業」であるとされたのである。それでは、「公益に責務を負う」とはいかなる意味においてか。イリノイ州議会は、1871年に鉄道業や倉庫業などを対象として、公正料金と公正サービスをうながすための立法的権力を行使した。当時、シカゴ市の湖岸には穀物の積み下ろしのための施設が並んでいて、中西部諸州の農産物は、いったんシカゴに集荷され、そこからアメリカ東部やヨーロッパなどに運ばれる仕組みであった。したがって、農業生産者はここを通過することなしには基本的に農産物を東部市場等に出荷できない構造になっていた。逆に言えば、これら生産者に対して、倉庫業者は

流通経路を押さえる形になり、利用価格などの交渉上優位に立つことになる。これに不満をもった農業生産者などが事態の解決のために社会的に行動することになる。これが対鉄道業に向かうのと軌を一にする、いわゆる「グレンジャー運動」である。州議会の立法はこのような情勢を反映したものといえる。中心倉庫業者たるマンと立法当事者たるイリノイ州当局との訴訟がここに始まり、1877年の判決を見ることになったのである。判決は、「西部の7ないし8の大きな州の莫大な小麦産物が海岸地方の4州あるいは5州へ向かう途中に通らなければならない一切の揚穀機施設は、一つの実質上の独占であることは明らかである。揚穀機は通商の関門に立ち、すべて通過する者から通行税を取っている。各ブッシェルの穀物は、その通過に対して通行税を支払い、この通行税は一つの公衆課税である。そのような倉庫業者は公共的規制の下に置くべきものであって、倉庫業者は単に合理的通行料だけを取得すべきである」と述べ、イリノイ州の立法を好ましいとした。

問題は、さらに、このような立法が私有財産権を侵害することになる点を、いかに憲法との整合性をもって説明したか、ということである。同じく、判決は、「われわれが社会の一員となる場合は、当然に若干の権利、あるいは特権から手を切られる。このことは、何も本来純然たる、そして専ら私的なものである権利を拘束するために、権力を全体の人々に付与するものに非ず、そうではなくて、各市民が彼自身の財産を、いたずらに他人の財産を害わぬように、彼自身、身を処し、そのように彼自身の財産を使用すべきことを要求する法律の制定を権威づけるものである。このような権力の下に政府は、規制が公共的善(public good)のために必要となった場合に、その市民の行動を相互に規制するのであって、各人が彼自身の財産を使う仕方を拘束するのである」と述べている。これ以来、

アメリカにおける「公益原則」はこの判決を拠り所として一般化することになる。当時はまだ、電気、ガス、電話等は事業として存在していなかったが、順次「公益事業」として組み込まれることになる。その際の、いかなる産業が公益事業となるかの判断基準は、基本的に必需性と独占という点にあった(北久一「公益事業とは何か」、現代公益事業講座編集委員会『公益事業概論』電力新報社、昭和49年所収、41-43ページ参照)。

このように、アメリカの公益事業概念は制度的な概念であり、司法優位のアメリカ的な概念であると、ひとまずは言えよう。北氏は、またグレーザーを引きながら、「経済的必需の提供のために政府のイニシアティブを求め、それを普通とするような社会においては、その施設は「公共的機能」として提供されるであろう。それに対して、そのような「共通の必需」を提供する機能として国家のイニシアティブを不可とするような社会、また、共同的な私的活動としての会社形態が発達してきた社会では、「共通の必需」の供給は、営業特権の下に置かれた私的経営に委せられる」(同上、52-53ページ)ことを指摘している。この指摘は、電気、ガス、鉄道などの分野において、ヨーロッパ諸国では自治体や国による公企業形態が主流となっていたのに対し、なぜアメリカでは私企業による「公益事業」という形態をとったのかを説明するものである。アメリカでは、企業経営の自由がもっとも大事にされる原則であり、企業家はその取引相手を選択し、その契約内容を定めることも自由であるとの、考え方が一般的である。したがって、「共通の必需」といった社会にとっての必需品供給についても、公企業など公的機関によるのではなく、原則私企業に供給を委ねる方式を採用することになったといえよう。しかし、当該企業は必需品供給を行うことから、顧客に対して常に優位な立場に立ち得るので、公正競争上、これを公

的機関によって規制することが必要であると考えられたわけである。加えて重要なのは、こうした必需品供給企業が、多くは「独占的」事業者となっている点である。独占の意味は二つのケースから考えられる。一つは、市場における経済活動の結果として独占的地位を享受するようになった場合であり、今ひとつは、政府や自治体による許認可等によって法的に独占が形成される場合である。グレーザーが指摘しているのは、基本的に後者であり、確かに、公益事業の多くはこのタイプに属すと言ってよいであろう。

私有財産権と契約自由原則に対して、これを規制し、制限することの正当性という問題に即して公益事業を考える意味で、以下、よく知られている「オッターテイル電力事件」を素材に取り上げ、検討しておきたい。

3) オッターテイル電力事件の概要

以下、オッターテイル電力事件について、その概略を見ておこう（以下の記述は、浅賀幸平「アメリカ電気事業と反トラスト問題——オッターテイル電力事件を例に——」『公益事業研究』第26巻第1号、1974年に主に依拠している）。

オッターテイル電力会社は、1910年、ミネソタ州で設立された。供給区域は、ミネソタ州西部、サウスダコタ州北東部およびノースダコタ州東部を含み、系統は、そのほとんどが人口1,500人未満の465市町村に小売供給する、およそ5,900マイルの州際送電線からなっている。…アメリカ中西部の農村地帯を供給区域とする、このごく小規模な私営電力会社であるオッターテイル電力会社と、ミネソタ州のエルボーレイク、ノースダコタ州のハンキンソン、サウスダコタ州のコールマン、そしてオーロラの4自治体との間で事件は争われた。このうち、コールマンとオーロラは他の電力会社から供給を受けることで決着がつき、またハンキンソンでは後日、当局

の方針が変更されたことから、最終的には、その設立趣旨を果たして、公営電力システムを設立したのはエルボーレイクのみである。

1949年9月2日、エルボーレイク村では、村民の特別投票が行われ、その結果、公営電力システムの設立が認められた。すなわち、村当局は、1940年7月30日、オッターテイル電力会社に対して向こう20年間のフランチャイズ（営業特権）を付与していたが、期限半ばにして、「1960年7月30日以降は、独自の公営電力システムを設立する」との決定がなされた。

エルボーレイクは当初、独自の電力システムが完成するまでは、オッターテイル電力の卸売り供給に、また完成後は開拓局の送電とオッターテイル電力の融通に依拠しようと考えていた。しかし、オッターテイル電力はこれを拒否した。エルボーレイク村は、1966年3月、連邦動力委員会に、連邦動力法に基づく連系命令を依頼し、連邦動力委員会は、これを認めた。

事態を見守っていた司法省トラスト部は、1969年7月、オッターテイル電力の行為はシャーマン法第2条に違反する疑いがあるとして、連邦ミネソタ地方裁判所に告訴した。これを受け、同裁判所は、1971年9月、司法省の訴えを全面的に認める判決を下したが、オッターテイル電力はこれを不服として連邦最高裁判所に上告した。その後、1973年2月22日、連邦最高裁判所は同社に対してシャーマン法違反の判決を下したのである。

4) 事件の背景

アメリカにおける公営電気事業者数は、1923年の3,083をピークとし、その後、持ち株会社による吸収合併が進んだことから、急速に減少した。1996年現在で、公営電気事業者は、およそ1800あまりとなっており、その他協同組合営の事業者が約900存在する（矢島正之編『世界の電力ビッグバン——世

界の電力経営を展望する——』東洋経済、1999年12月、109ページ参照)。…各自治体の電気事業に対する興味は、財政負担が比較的軽い配電事業への傾斜となって現れたのであるが、必要とされる電源は、連邦政府機関による急速な電源開発に依拠することができた。

アメリカ中西部地域は、かつてのグレンジャー運動の中心であり、二大政党に向こうを張って農民を中心として結成された人民党の基盤地域であった。このような風土を背景として、この地域では、今世紀初頭から、安価な肥料と安価な電力を望む空氣が強かった。この結果、この地域は、アメリカの中では公営電力系統の比重の高いところとなっていたが、その遠因は、TVAや農村電化法などの成立以降、従来私営電力会社が手をこまねいていた大規模な水力の開発と農村地域での電化が急速に進められてきた点にある。従来、私営電力会社を中心として進められてきたアメリカの電気事業がこのような公的な電力開発と公営電力の展開という新たな要素が成長するに伴って、電気事業における「公」と「私」の対立協調の時代が出現していた。オッターテイル電力事件の背景にかかる事態が存在していたことに留意すべきことを浅賀氏は指摘している。

したがって、このケースでは、私営電力会社の送電線に対するアクセスを求めたのは自治体ないし公営電気事業者であるが、公営電気事業者の背後には自治体住民が直接控えているという意味で、いわば自治体住民の直接的利害を代表するものとしての自治体なり公営電気事業者の存在があった。このような一般消費者たる顧客からのアクセス要求に対して、電力会社はこれを拒否したり、差別したりできない、とするのがアメリカにおける「公益原則」の基本的理解であろう。オッターテイル電力が当該地域において独占的地位を有し、それに基づいて不当な取引拒絶を

行っている、というシャーマン法違反問題は、それをさらに補強する論理を与えている、と考えられる。

5) エッセンシャル・ファシリティ問題

オッターテイル電力事件において、連邦ミネソタ地方裁判所は当該電力会社の行為がシャーマン法違反であるとの判断に基づいて、配電会社への卸電力の販売を拒否しないこと、配電会社への他の発電業者からの託送を拒否しないこと、発電業者との間で託送先を制限するような契約を結ばないこと等の命令を下した。この場合、エルボーレイク村の配電事業にとって、オッターテイル電力から村営配電事業までの送電線はエッセンシャル・ファシリティ（不可欠施設）にあたるかどうかという問題がある。

丸山氏は、オッターテイル電力の他、アナハイム事件、メルデン事件、マッセナ事件等について検討を加えた結果として、一般的には、1) 自治体の配電会社に対して直接電力を供給するための送電線については、不可欠性が認められる。一方、電力会社が合理的な条件で卸電力の供給を行うとしている以上、より安価な電力を受給するために発電業者と電力会社との間の送電線の利用を求めても、当該送電線は自治体の配電会社にとって不可欠なものとはいえない。2) 送電線を利用させることが自社の経営を圧迫し、結果的に需要家や株主に損害を与えることになるという理由だけでは利用を拒絶する理由とは考えられない。これに対して、電力会社が一定の合理的な技術的要件とそれに対応した利用に関する料金等を定めている場合、技術的要件を満たさない特別な事情があるにもかかわらず、他の技術的要件を満たしている自治体と全く同じ条件で利用させることを求めた場合は、電力会社がそのような条件での送電線の利用を拒絶することは正当な事由がある、とまとめている（丸山真弘「ネットワークへの第三

者アクセスに伴う法的問題の検討——いわゆるエッセンシャル・ファシリティの法理を中心に——『公益事業研究』第49巻第1号、参照)。

同じく、エッセンシャル・ファシリティ論の要件について、詳細な検討を行っている藤原氏は、次のように整理している。1) 設備は不可欠であること。一種の競争上の優位性というだけでは不十分である。2) 被告が市場力を有する市場における競争のために、原告にとって当該設備が必要でなければならない。3) 「設備」は資源である。判決は設備を物理的意味での設備に限定していない。4) 「設備」は「合理的」複製可能性があってはならない。判決は物理的又は財務上の複製不可能性を要求はしない。「取引の規模からして、そのような複製が容易とするのが不合理である」ことで十分である。5) 被告は単に合理的な選択肢を提供することが必要である。…6) 被告は設備使用に対して合理的な補償への権限がある。7) 設備提供の実行可能性は、起こり得る被告自身の操業混乱と結び付けられる。…

このように、電気事業設備、とりわけ送電設備についてこれをエッセンシャル・ファシリティ(不可欠施設)であるとし、これにオープン・アクセスを認める場合の要件、あるいは逆に接続不可とする場合の要件等について、その法的措置や解釈が固まりつつあるようにも見受けられる。しかし、藤原氏が指摘するように、従来のどの判決がエッセンシャル・ファシリティ理論に根拠を置いたものかということ自体が定かではなく、なお多くの論点が未解決のままである³⁾。

3) 以上のように、エッセンシャル・ファシリティ(不可欠施設)が独占禁止法との関わりで議論されることは、その議論の発祥の経緯から見ても必然的なことであるが、事柄はそう単純ではない。特に、電気事業という特定の事業分野に関わる「電気事業法」と一般的な競争促進法たる「独占禁止法」との

間で、エッセンシャル・ファシリティをどのように規定するか、電力自由化における一個の核心問題になりつつある(藤原淳一郎「徹底検証! 電力・ガス市場から見た独禁法研究会報告の問題点」『エネルギーフォーラム』2004年1月号、同「欧州におけるエッセンシャル・ファシリティ論の継受(1)」慶応大学『法学研究』第74巻第2号、平成13年2月参照)。

既に各国における、ガスおよび電気市場の自由化の進展に伴って、事実上、ガスパイプラインや送電線がオープン・アクセス化され、電気事業においては、その送電線の中立的系統運用のため「独立系統運用者」ISO (Independent System Operator) が設立されている。このような機関の設立は、私有財産権の制限の下に、設備の共同利用者による「共同管理機関」の確立という意味で捉えれば、新たな市民的公共性につながる試みということになる。しかし、これを私的会社による独占的管理機関(トラスト委員会のような)の設立とみなせば、私的電気事業独占の再構築ということになり、もっぱら「私的」利害に基づく組織機関という意味では、「公共」にはつながりにくい。また、逆に、こうした機関に、国家・政府の干渉・規制機関としての性格を持たせれば、それは、かつての「公的機関」に近づくことになる。

したがって、ISOがいかなる組織として形成されるか、独立した私的会社組織なのか、それともこうした会社の共同委員会なのか、はたまた会社以外の法人団体なのかといった組織上の問題が重要である。また、この組織がどのような機能を担うのか、送電管理組織の役割が、単なる「交通整理」ではなく、発電命令や停止命令、あるいは送電線建設を含むとしたら、その権限と資金はいかにするのか、といった問題がある。この最後の問題が、電力自由化におけるネックになっているとの認識が一般的になりつつある。最後に、本稿の問題設定に即して言えば、この組織を「国

家」「公」的権力から自立したものとして形成するか、それとも、国家的公共団体による公的規制機関として形成するか、という問題がある。筆者の見るところ、ISOが最終的に私的領域における社会インフラの共同管理組織の問題として課題設定され、そして、国家等による公的規制がその補完的機能を果たすという姿が「市民的公共性」に最も整合的であるように思われる。しかしながら、ハーバース的な「市民的公共圏」が、国家等による公的規制を果たして受容できるスペースを持ち合わせるものなのか、あるいは、国家等による公的規制を「上の公共性」故にあくまでも排除することになるのかどうか、こうした点での検討がさらに追及されなければならない⁴⁾。

4) わが国の電力自由化のとりあえずの到達点となると予想される2005年度に向けて、電力取引所と日本版中立機関の設立構想が急ピッチで固められつつある。この構想が最終的にどのような姿となるかは紆余曲折が予想され、まだ固定的な段階にはないが、これまで伝えられている情報の限りでは、おおよそ次のようである(『エネルギーフォーラム』2004年1月号参照)。

中立機関

- 中立機関は、経済産業大臣の定める基準に則った申請に基づき全国に1カ所に限り指定。
- 「4グループ(①電力会社・②PPS・③卸電気事業者・自家発電等・④学識経験者)にて構成」「理事総数は15名以内」「利害関係者グループの総会における議決権は同数」「中立者グループの理事は他の各グループより多数」等については定款または規定に明記。
- 理事長は学識経験者が基本。少なくとも1名、業務に精通した者が常勤する体制。常勤理事は理事長が望ましい。
- 利害関係者から独立して業務全般をチェックし、必要な提言を行う「評議会」を設置。
- 紛争の斡旋、調停のため、ルール策定・ルール監視のための専門委員会を設置。
- 中立機関は、設備形成、系統アクセス、系統運用、情報開示に関するルールを策定、紛争・斡旋・調

停等を行う。

電力取引所(卸)

- 少なくとも最終的には現物提供を伴う現物取引とし、需要家の直接参加はなし。
- 既存電力会社は、安定供給確保を前提として、市場に電力をできるだけ投入する。
- スポット市場の毎日30分ごとの実績投入量データ合計値について、広く一般に公表。
- 取引所内部の専門委員会によって、電力会社が表明した考え方と実際の各電力会社の投入量を検証。
- 卸電力取引所の整備に伴い、経済融通と火力全面入札制度は廃止する。

以上は、2003年11月14日の総合エネルギー調査会(経済産業相の諮問機関)電気事業分科会でまとめられた中間報告「電気事業制度の詳細設計に関する課題」の中立機関と電力取引所関連の主な項目である。分科会の中で、どのような点が問題となっているかがこれによって一定明らかとなったが、同時に中立機関の設備形成ルール、系統アクセスルール、情報開示ルール、電力取引所の参加資格・取引管理ルールなど、これらの組織・機関の核心部分がなお「今後検討すべき課題」として残されたことからみても明らかのように、制度の核心と詳細はなおペンディング状態にあるというべきであろう。

5. むすびにかえて

以上、近年大きな注目を集めている「市民的公共性」あるいは「公共圏」という考え方や公益事業における「公益」「公共性」概念との連関を探ってみた。この作業は、筆者としてもまだ着手したばかりであり、今後に残された課題は多いのであるが、その点は他日を期したい。ここでは、電気事業における最近の事例について、本稿の視角から若干敷衍することによってむすびにかえておきたい。

2003年8月14日14時ごろに始まった送電線障害に端を発すると見られるアメリカ東部における大停電事故は、16日までにはほぼ回復したものの、同地域に住むおよそ5万人に影響を与え、産業、生活上の被害は計り知れないものとなった。原因は、この地域における送電線設備の脆弱性にあったとみる見解が有力であるが、今なお定かとなっていない。事故発生当初、アメリカ、カナダ両国の側からお互いに相手側に原因があったとする「非難合戦」が行われ、罪のなすりあいの様相が見られたが、その後、8月20日に両国メンバーによる「合同調査団」が正式に発足し、原因究明に本格的に動き出すこととなった（「朝日新聞」2003.8.21）。

この事故をきっかけにして、当然のごとく「電力自由化」の見直し論が勢いづくことになる。自由化によって設備投資が遅れたことが原因であると自由化反対派が主張すれば、自由化推進派は、競争が本格化すれば設備投資は進む、と反論する（「朝日新聞」2003.8.19）。自由化による競争が不十分だから設備投資が進まない、という論法は自由化によるマイナス効果が現れたとき、その原因は自由化の遅れにある、と主張する自由化論者の常套手段である。しかしながら、問題の本質は、なぜ電力設備、とりわけ送電設備の建設が自由化によって促進されないのか、それは電気事業のもつ産業特性と関わりが無いのかどうか、そうしたこれまでの事実関係の解明にあるのであって、自由化が進めば投資拡大がなされるであろう、という将来の理論的可能性の解明ではないのである。

こうした点については、既に、「発電や送電の設備を十分に確保することが、信頼度を維持していく上での、また競争を有効に機能させるための必要条件であること、市場メカニズムに委ねるだけでは十分な設備形成は図られないこと、また、設備形成を図っていくためには計画的要素を取り入れるべき」であ

ると指摘されている。もっとも、これを具体的にどのように行うか、「計画・規制と価格メカニズムをどのように組み合わせるべきか」については、研究者レベルでも十分解明されていないとも指摘されており（矢島正之「電力自由化が設備形成に及ぼす影響」『エネルギーフォーラム』2003年10月号参照）、課題としてわれわれに課せられているといえる。

わが国においては、2000年3月より、受電電圧2万ボルト以上、契約電力2000キロワット以上の大口需要家を対象とする小売電力の部分自由化が開始されたが、その歩みは推進論者の期待していたレベルに到達しているとは必ずしもいえない。経済産業省は、さらなる小売自由化を目指し、2005年4月には、受電電圧6キロボルト、契約電力50キロワット以上の高压需要家までを自由化対象とし、2004年4月には、まず契約電力500キロワット以上の需要家を対象とする計画である。これによって、2005年までに電力使用量シェアでみて、約62%が自由化対象となることになる。この先に、家庭用を含めた小売電力の100%自由化が展望されることになるが、ことはそう簡単ではない。大量の家庭用需要家についての計量・料金徴収システムの構築といった技術的問題から、供給信頼度、ユニバーサル・サービスの確保等、公益事業としての電気事業に関わるトータルなシステムと制度構築の問題が残されているからである。この困難さについては、経済産業省も自ら認めざるを得ず、100%自由化の検討そのものを、2007年度以降に先送りする形となった。既に始まった、大口電力分野における自由化にあっても、参入企業が限定され、期待された外国企業であるエンロン社が、足元であるアメリカでの経営失敗により日本での自由化に一役買うことができなくなった。エンロン社のケースは「他山の石」というよりは、日本における自由化の問題として肝に

銘ずるべきであろう。せめてもの救いは、自由化において日本が一周後れのランナーであったことである。国民生活と産業に将来にわたって影響を与える公益事業の制度設計であるだけに、いっそう慎重に検討される必要があろう。

電力自由化を考える際に、避けて通れないのが原子力発電所とその使用済み燃料等の処理問題である。東北電力の巻原子力発電所については、住民投票によって建設反対の意思表示が地元住民によってなされていたが、その後、発電所建設予定地内の町有地の売却をめぐる行政訴訟において、最高裁の判断によっても、推進派が最終的に敗れたため、東北電力は建設を断念する見通しとなった(「日本経済新聞」2003.12.19)。これに先立って、関西・中部・北陸の三電力会社も珠洲原子力発電所建設を中止することを12月5日に正式に表明しており、わが国の原子力発電所の建設計画は大きな修正を余儀なくされつつある(「朝日新聞」2003.12.5 参照)。

他方、原子力発電所の使用済み核燃料の再処理など、核燃料サイクルを前提にした後処理(バックエンド)費用が、総額18兆9千億円になるとの試算を電気事業連合会が公表した。1999年に総合エネルギー調査会が試算した原子力発電の発電単価は5.9円であったが、この後処理費用を組み込んだ場合、石炭火力や天然ガス火力と同じかそれ以上になることは必至であり、原子力発電の価格優位性を電力会社自らが否定する結果となった。それでも、環境負荷の点などから総合的な原子力優位はゆるがない、というのが電力会社の主張のようである。今回、電気事業連合会が後処理費用の試算結果を発表した意図は、後処理費用を原子力発電単価に組み込むとどうなるかを明らかにすることではなく、膨大な後処理費用を電力会社だけで負担することが民間企業としては重過ぎるものであり、何らかの国家・政府の補填を求める根拠を示そ

うとすることにあつたのであろう(「朝日新聞」2003.11.12 参照)。意図はどうあれ、電力会社が、このような主張をすることになった客観的な背景が重要である。すなわち、原子力発電が後処理を含めれば数万年というオーダーで考えなければならない性質をもった問題であり、また、処理費用の大きさからみても、その出発から既に民間企業が扱うべきエネルギーではなかったということが赤裸々に明らかとなったことである。また、この問題を不問にしたまま、原子力を推進してきた監督官庁とそれに追従してきた電力業界のあり方、そして、その同じ監督官庁が原子力推進と並び立つことが困難な自由化制度を構築するという政策の旗振りを行うという不見識がまかり通ろうとするこの国の現実があまりに露骨に示されたことは確かである。

最後に、今後のわが国の電力システムと供給制度を構築する上でひとつの核心点となると考えられる送電線の中立管理組織の問題について触れておきたい。

もともと、このような管理組織が必要とされるにいたった理由は、電気事業における発電・送電・配電といったトータルなシステムから送電部門を「構造的」に分離するという考え方に出发点がある。逆に言うと、そのような分離は必要が無いという考え方にたてば、この問題自体が存在しないのである。もっとも、筆者がこのように言うからといって、垂直統合企業同士の電力融通を筆者が否定しているわけではない。一定の範囲で完結したネットワークを越えた電力融通は従来から行われていたし、今後もその意義が低下することは無いであろう。一定のネットワーク内での潮流調整を前提としたネットワーク間電力融通の問題とネットワーク境界をはずした形の電力取引問題の間にはなお深く検討されるべき問題が残されているように思われる。その最大の問題は、50、60ヘルツ変換に伴う両地域間の変換容量の大きさにあるというこ

とは直ちに予測される(拙稿「電力自由化の基本問題」, 北海学園大学『経済論集』第51巻第2号, 2003年9月参照)。筆者は、最終的には構造分離は必要ないという立場であるが、ここでは、一般に提起されている形での「中立管理組織」の立論に沿う形で、筆者の考え方を述べておこう。

アメリカやわが国のように、電気事業が公益民間企業による発電・送電・配電一貫事業として展開されるのが一般的な場合、その送電線が当該企業によって所有・管理されるのは当然である。そして、その送電設備は他の電力設備とともに、当該地域独占区域内の消費者にとっての共同利用設備となっている。この消費者のうち、ある者が既存電気事業者以外の発電事業者から電気を購入しようとすることから問題が発生する。すなわち、購入にあたって新たな送電線を建設するか、それとも既存電気事業者の送電線を借りるかという選択問題が生じるからである。いわゆる「エッセンシャル・ファシリティ(不可欠施設)」論は、この際に既存電気事業者の送電線を利用させるための論拠を求める立論である。また、この立論は、同時に地域独占の制限ないし廃絶の議論ともなり、自由化論と裏腹の関係にあることが理解されるであろう。したがって、公益事業を独占禁止法上の適用除外としてきた従来の取り扱いが検討されることになるのは必然的である。

その意味では、この問題は公益事業ないし公益企業概念の根本問題であるのだが、そこまで掘り下げた議論が必ずしも多くは無いのは残念である。「マン対イリノイ」事件に端を発するといわれるアメリカの公益事業概念の成立過程を思い起こせば明らかなように、消費者にとっての社会インフラともいべき共同利用設備を私企業による「私的独占」支配から州ないし連邦政府の監督下にある「公益独占」支配へと組み替えた結果として生まれたのが公益事業であり、公益企業であると

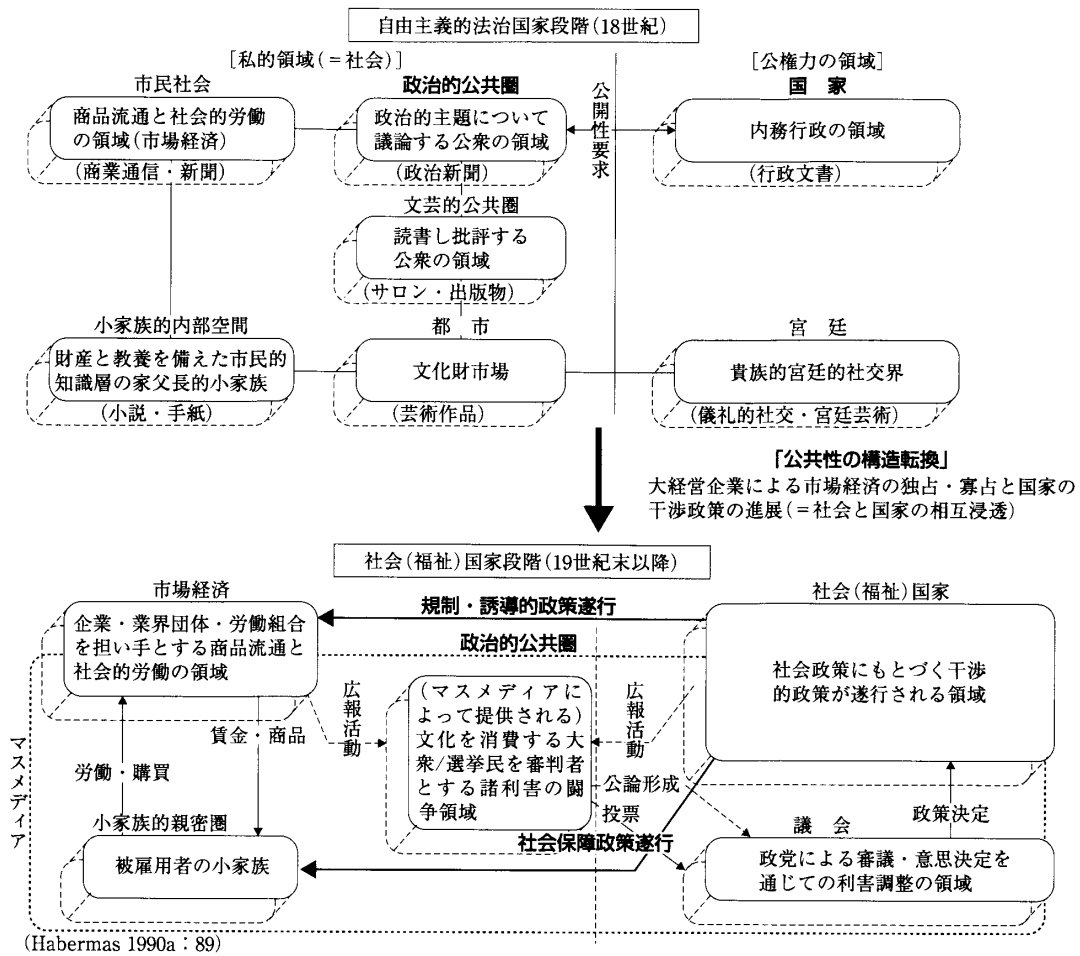
筆者は考えている。この対比で言えば、現在進められている自由化は、この「公益独占」を再び「私的独占」へと転化させ、その所有する設備を新規参入企業に開放する道を歩んでいる、と指摘できる。元来、「消費者にとっての不可欠施設」という意味であったのが、「新規参入企業にとってのそれ」へと転化してしまっているのである。送電線管理における独立系統運用者が既存事業者と新規参入事業者双方から「中立」であるとの理解がそれを証明している。重要なのは、送電線に限らず、電気事業にとってのシステムおよび制度総体が、長年の公益独占体制の下で、既に地域独占区域内の全消費者にとっての共同利用設備となってきたということであり、そのような地域共同を構成するメンバーにとって「中立」でなければならないことである。現代社会、とりわけもっとも具体的な地域共同社会の構成員たる消費者のことを忘れ、供給者たる企業同士だけで「中立」を云々することからして、既に「公益」から逸れ始めたことを示しているといえよう。筆者が、公益事業の本質的なあり方として縄田栄次郎氏の所説に注目し、「公益産業を生活基盤とする近代的都市生活を、単なる消費者と生産者の利害相克の場としてではなく、固定的導体(電線、ガス管、水道管、鉄道など)を媒体とする生産者と消費者の直接的地域社会」あるいは「封鎖的地域社会」という概念に賛同したのは、公益事業についての本質理解の上でだけではなく、まさにこの概念把握が現代公益事業の核心をもついていると考えたからに他ならない。また、公益事業をこうした視角から捉えていくことが、ハーバーマスによって提起され、時代の共鳴現象になりつつある「市民的公共性」という概念につながる道であると考えられる。

しかしながら、電力自由化の議論と既に一部始まった「改革」の具体化は、こうした「公益事業」把握を等閑視する形で進んでい

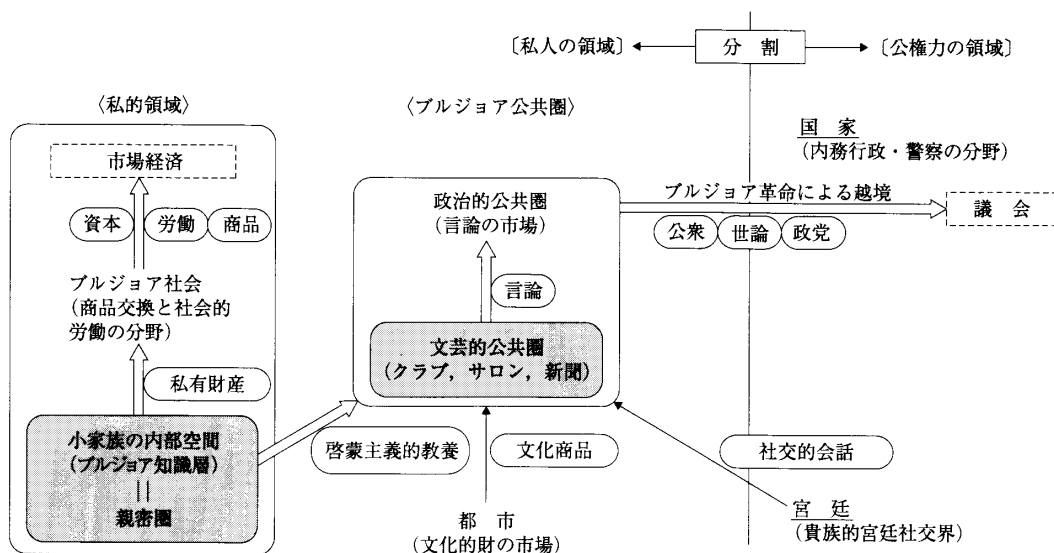
るように思われる。それでも、われわれはなお、電力をはじめとしたユニバーサル・サービス供給のシステム制度を「市民的公共性」を担う社会インフラとして将来の世代にも正しく引き渡すべく努力を続けなければならない。

(本稿は、公益事業学会北海道・東北部会2003年度研究報告会における報告を基に、加筆・補正を行ったものである。部会報告に際しては竹田繁先生より重要な指摘・示唆をいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。また、同報告を、より公益事業の実態に即し

た観点から再報告する機会を、立命館大学公共研究会よりいただいた。その際には、山口定先生をはじめ研究会メンバーの諸先生より貴重なコメントをいただいた。ここに併せて感謝申し上げたい。本稿は、こうしたさまざまなコメントをできるだけ内容に反映させたいと考え、執筆したつもりであるが、筆者の力量から、まだ応えきれていない面が多々あることをお許しいただきたい。なお、本稿は、拙稿「電力自由化の基本問題」北海学園大学『経済論集』第51巻第2号と並行して準備したため、一部重複してしまったが、併せて参照いただければ幸いである。)



図A 公共性の構造転換過程 (干川剛史『公共圏の社会学』12ページより)



(「公共性の構造転換」の原著旧版45頁、邦訳49頁にシェーマをもとに加筆・補正して作成した。)

図B ハーバーマスによるブルジョア公共圏の発生論的構図 (18世紀とその前後)
(花田達朗『公共圏という名の社会空間』156ページより)

参考文献

- 歴史と方法編集委員会編『日本史における公と私』青木書店、2000年9月。
- 宮本憲一・山田明編『公共事業と現代資本主義』垣内出版、1982年6月。
- 山本栄治編『現代社会と共同社会』垣内出版、1982年7月。
- 宮本憲一『現代的公共性とは何か』有斐閣、1998年6月。
- 井上達夫『他者への自由・公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社、1999年1月。
- 小松隆二『公益学のすすめ』慶応大学出版会、2000年4月。
- 森英樹編『市民的公共圏形成の可能性』日本評論社、2003年2月。
- 唯物論研究協会編『新たな公共性を求めて』青木書店、2000年10月。
- 豊泉周治『ハーバーマスの社会理論』世界思想社、2000年1月。
- 片岡寛光『公共の哲学』早稲田大学出版部、2002年10月。
- 山口定ほか編『新しい公共性・そのフロンティア』有斐閣、2003年3月。
- 佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』全10巻、東大出版会、特に「第1巻 公と私の思想史」、「第2巻 公と私の社会科学」、「第3巻 日本における公と私」、「第4巻 欧米における公と私」、「第6巻 経済からみた公私問題」、「第7巻 中間集団が開く公共性」、2001-2002年。
- Jürgen Habermas: Strukturwandel der Öffentlichkeit, Suhrkamp, 1990, (ユルゲン・ハーバーマス著、細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換』未来社、1994年、5月)。
- 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、1969年10月。
- 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』東大出版会、1994年3月。
- 斉藤日出治『国家を越える市民社会』現代企画室、1998年12月。
- 干川剛史『公共圏の社会学』法律文化社、2001年4月。
- 憲法理論研究会編『国際化のなかの分権と統合』敬文堂、1998年10月。
- 花田達朗『公共圏という名の社会空間』木鐸社、1996年2月。
- 今井弘道編『新・市民社会論』風行社、2001年2月。
- 八木紀一郎ほか編『復権する市民社会論』日本評論社、1998年8月。
- 藤原保信ほか編『ハーバーマスと現代』新評論、1987年10月。
- 中村健吾「現代ドイツの『市民革命』論争——ハーバーマス、グラムシ、ヒルシュ——」大阪市立大学『経済学雑誌』第97巻第1号、1996年。
- 大貫敦子「排除された〈私〉の言葉——ドイツ市民社会における公共圏形成の言説とジェンダー——」『思想』2001年6月。
- 西川祐子「〈私〉の居場所／居方」『思想』2001年6月。
- ユルゲン・ハーバーマス、ジャック・デリダ(瀬尾育生訳)「われわれの戦後復興——ヨーロッパの再生」『世界』2003年8月。
- ユルゲン・コッカ(松葉正文・山井敏章訳)「歴史的問題および約束としての市民社会」『思想』2003年9月。
- 加藤典洋『日本の無思想』平凡社新書、1999年。
- 縄田栄次郎『公益産業論序説』千倉書房、1986年3月。
- 北久一『公益企業論』東洋経済新報、1967年3月。
- 現代公益事業講座編集委員会編『公益事業概論』電力新報社、1974年4月。
- 上田慧『転換期のアメリカ企業』同文館、1985年5月。
- 浅賀幸平「アメリカ電気事業と反トラスト問題——オッターテイル電力事件を例に——」『公益事業研究』第26巻第1号、1974年。
- 藤原淳一郎「欧州におけるエッセンシャル・ファシリティ理論の継受(1),(2)」慶応大学『法学研究』第74巻第2号および第3号、2001年2、3月。
- 丸山真弘「ネットワークへの第三者アクセスに伴う法的問題の検討——いわゆるエッセンシャル・ファシリティの法理を中心に——」『公益事業研究』第49巻第1号、1997年10月。
- 丸山真弘「ネットワークへの第三者アクセスに対する事業法からの規制」『公益事業研究』第50巻第1号、1998年10月。
- 岸井大太郎「電力改革と独占禁止法——託送と〈不可欠施設(エッセンシャル・ファシリティ)〉の法理——」『公益事業研究』第52巻第2号、2000年12月。
- 木船久雄「海外事例から見た電力規制緩和〈失敗の教訓〉」『エネルギーフォーラム』2002年3月。
- 矢島正之、ロバート・グラニア「大幅に後退する米国電力自由化事情」『エネルギーフォーラム』2003年6月。
- 丸山真弘「電力危機以降のカリフォルニア——自由化法廃止に向けた動き——」『エネルギー

- フォーラム』2003年6月。
- 引山雅夫「曲がり角にきたドイツの電力自由化制度と企業経営」『エネルギーフォーラム』2003年6月。
- 藤原淳一郎「組織を分離すれば後戻りできない・慎重かつ安全弁備えた制度設計を」『月刊エネルギー』2001年3月。
- 室田 武『電力自由化の経済学』宝島社, 1993年。
- 山谷修作編著『現代の規制政策：公益事業の規制緩和と料金改革』税務経理協会, 平成3年。
- 公益事業学会編『現代公益事業の規制と競争：規制緩和への新潮流』電力新報社, 1989年。
- 植草益編『講座・公的規制と産業①電力』NTT出版, 1994年。
- 矢島正之『電力改革』東洋経済新報社, 1998年。
- 石井晴夫編著『現代の公益事業——規制緩和時代の課題と展望——』NTT出版, 1996年。
- 林 敏彦編『公益事業と規制緩和』東洋経済新報社, 1997年。
- 野村宗訓編著『電力——自由化と競争——』同文館, 平成12年。
- 谷江武士・青山秀雄『日本のビッグインダストリー④電力』大月書店, 2000年。
- 橋本寿朗・中川淳司『規制緩和の政治経済学』有斐閣, 2000年。
- 資源エネルギー庁公益事業部編『電力構造改革』(財)通商産業調査会, 平成12年。
- 西村 陽『電力改革の構図と戦略』エネルギーフォーラム, 2000年。
- 小林健一『アメリカの電力自由化』日本経済評論社, 2002年。